

まほろば健康パーク整備運営事業 事業契約書（案）

奈良県（以下「県」という。）と〔●●グループ〕を〔事業者名●●〕（以下「事業者」という。）は、まほろば健康パーク整備運営事業（以下「本事業」という。）に関して、施設の設計・建設業務、維持管理業務及び運営業務に関する「まほろば健康パーク整備運営事業契約」（以下「本契約」という。）をここに締結する。

県と事業者は、本契約と共に、募集要項、募集要項等に対する質問及び回答書、入札説明書、入札説明書等に対する質問及び回答書、要求水準書、基本協定書、提案書類及び設計図書等に定める事項が適用されることをここに確認する。

1. 事業名

まほろば健康パーク整備運営事業

2. 事業場所

奈良県大和郡山市宮堂町及び額田部南町並びに磯城郡川西町大字下永

3. 事業期間

本事業契約締結の日から令和27年9月30日

4. 契約代金額

金 ●円（うち消費税及び地方消費税の額 金 ●円）

5. 契約保証金

本契約第8条の定めるところによる。

上記の本事業について、県と事業者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって本契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、本契約の締結及びその履行に際し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨を踏まえ、県は、本事業が民間事業者たる事業者の創意工夫に基づき実施されることについて、事業者は、本事業が都市公園としての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、尊重するものとする。

この契約は、PFI法第12条の規定により、奈良県議会において議決を得た場合には、その議決を得たときから、本契約とみなす。ただし、奈良県議会の議決を得られないとき、この契約は無効となる。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●年●月●日

[県]

奈良県奈良市登大路町 30 番地

奈良県

奈良県知事 山下 真 印

[事業者]

所在地

商号又は名称

代表者氏名 印

まほろば健康パーク整備運営事業
事業契約書

- 目 次 -

第1章 総則	1
第1条（目的及び解釈）	1
第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）	1
第3条（本事業の概要）	1
第4条（本事業の日程）	1
第5条（費用負担及び本事業の資金調達）	1
第6条（構成員の使用）	2
第7条（許認可、届出等）	2
第8条（契約の保証）	3
第9条（解釈及び適用）	3
第10条（責任の負担）	4
第11条（臨機の措置）	4
第2章 共通事項	4
第12条（事業用地の使用）	4
第13条（既存施設の引渡し）	5
第14条（契約終了時の取扱）	5
第15条（事業用地及び既存施設の契約不適合責任）	5
第16条（統括責任者）	5
第17条（総括責任者及び業務責任者の届出等）	6
第3章 設計・建設業務	6
第1節 総則	6
第18条（設計・建設業務の実施）	6
第19条（第三者の使用等）	6
第20条（設計・建設業務責任者及び業務責任者）	7
第21条（第三者に生じた損害）	7
第22条（設計及び建設期間中の保険）	7
第2節 設計関連業務	7
第23条（設計関連業務の実施）	7
第24条（設計関連業務の進捗状況の確認）	7
第25条（実施設計図書の提出）	8
第26条（設計図書の変更）	8
第3節 建設及び工事監理業務	8
第27条（建設及び工事監理業務の実施）	8
第28条（本工事開始前及び本工事中の書類の提出）	9
第29条（各種調査）	9

第 30 条	(本施設の建設に伴う近隣対策)	10
第 31 条	(事業用地の安全対策)	10
第 32 条	(県による説明要求及び建設現場立会い)	11
第 33 条	(工事の中止等)	11
第 34 条	(事業者による竣工検査)	11
第 35 条	(県による本施設の完成検査及び完工確認通知の交付)	12
第 36 条	(本施設の契約不適合)	12
第 37 条	(工期の変更)	14
第 38 条	(工期の変更による費用負担)	14
第 4 節	備品等の設置工事及びその関連業務	14
第 39 条	(什器・備品等の整備)	14
第 5 節	工事監理業務	15
第 40 条	(工事監理者の設置等)	15
第 6 節	その他の業務	15
第 41 条	(各種申請及び手続等)	15
第 42 条	(供用開始準備)	15
第 43 条	(本施設の引渡し)	15
第 44 条	(本施設の引渡し遅延による費用負担)	16
第 4 章	維持管理・運営業務	16
第 1 節	総則	16
第 45 条	(指定管理等)	16
第 46 条	(指定管理者による管理等)	16
第 47 条	(総括責任者及び業務責任者)	17
第 48 条	(業務水準書の作成)	17
第 49 条	(年度業務計画書の作成)	17
第 50 条	(年度業務報告書の作成)	17
第 51 条	(維持管理業務及び運営業務における要求水準の変更)	17
第 52 条	(維持管理業務及び運営業務に伴う近隣対策)	18
第 53 条	(緊急時の対応)	18
第 54 条	(本施設にかかる光熱・水道等の負担)	18
第 2 節	維持管理業務	18
第 55 条	(維持管理業務に関する要求水準)	18
第 56 条	(第三者の使用)	18
第 57 条	(本施設の修繕)	19
第 58 条	(備品の管理)	19
第 3 節	運営業務	19
第 59 条	(運営業務に関する要求水準)	19
第 60 条	(第三者の使用)	19
第 61 条	(利用料金等)	20
第 62 条	(自主提案事業と事業者の直接収入)	20

第 63 条 (自主提案事業の一部又は全部の終了)	20
第 4 節 県による業務の確認等	21
第 64 条 (県による説明要求及び立会い)	21
第 5 節 損害・損傷等の発生	21
第 65 条 (第三者に及ぼした損害)	21
第 5 章 サービス対価の支払い	21
第 66 条 (サービス対価の支払)	21
第 67 条 (サービス対価の改定、減額及び返還)	21
第 6 章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等	22
第 1 節 契約期間	22
第 68 条 (契約期間)	22
第 2 節 本施設引渡し前の契約解除等	22
第 69 条 (本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	22
第 70 条 (本施設引渡し前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)	24
第 71 条 (本施設引渡し前の法令等の変更による契約解除等)	24
第 72 条 (本施設引渡し前の不可抗力による契約解除)	25
第 3 節 本施設引渡し以後の契約解除等	25
第 73 条 (本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等)	25
第 74 条 (本施設引渡し以後の県の責めに帰すべき事由による契約解除等)	27
第 75 条 (本施設引渡し以後の法令等の変更による契約解除等)	27
第 76 条 (本施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等)	27
第 4 節 本事業契約終了に際しての処置	28
第 77 条 (本事業契約終了に際しての処置)	28
第 78 条 (終了手続の負担)	29
第 5 節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続	29
第 79 条 (モニタリング及び要求水準未達成に関する手続)	29
第 7 章 表明・保証及び誓約	29
第 80 条 (事業者による事実の表明・保証及び誓約)	29
第 8 章 法令等の変更	30
第 81 条 (通知の付与及び協議)	30
第 82 条 (法令等の変更による増加費用若しくは損害又は費用減少の扱い)	30
第 9 章 不可抗力	31
第 83 条 (通知の付与及び協議)	31
第 84 条 (不可抗力による増加費用・損害又は減少費用の扱い)	31
第 85 条 (不可抗力による第三者に対する損害の扱い)	31
第 10 章 その他	31
第 86 条 (公租公課の負担)	31

第 87 条 (融資団との協議)	32
第 88 条 (株主・第三者割り当て)	32
第 89 条 (財務書類の提出等)	32
第 90 条 (設計図書及び工事完成図書等の著作権)	32
第 91 条 (著作権の侵害の防止)	33
第 92 条 (特許権等の使用)	33
第 93 条 (秘密保持)	33
第 94 条 (個人情報の保護等)	33
第 95 条 (公契約条例の適用)	34
第 11 章 雑則	34
第 96 条 (請求、通知等の様式その他)	34
第 97 条 (延滞利息)	35
第 98 条 (協力義務)	35
第 99 条 (疑義についての協議)	35
第 100 条 (準拠法)	35
第 101 条 (管轄裁判所)	35

第1章 総則

第1条（目的及び解釈）

- 1 本事業契約は、県及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 本事業契約において使用する用語の意義は、本文中に特に明示されているものを除き、別紙1に定めるとおりとする。

第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

- 1 事業者は、本施設が県民等の利用に供される公の施設として高い公共性を有することを十分に理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。
- 2 県は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

第3条（本事業の概要）

- 1 本事業は、次の各号に掲げる業務、これらの業務の実施にかかる資金調達及びこれらに付随し、関連する一切の事業により構成されるものとし、事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない。
 - (1) 設計・建設業務
 - (2) 維持管理業務
 - (3) 運營業務
- 2 事業者は、本事業関連書類に従い、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって、要求水準書、事業者提案並びにこれらに従い作成された別紙2に基づき、本事業を遂行しなければならない。

第4条（本事業の日程）

- 1 事業者は、別紙3の本日程表に定める日程に従って、本事業を実施する。
- 2 事業者は、本日程表に定める各個別業務の開始予定日に各個別業務を開始できないと認めるとき又は本引渡予定日に本施設を引き渡すことができないと認めるときは、各個別業務の開始予定日又は本引渡予定日の30日前までに、その理由及び事業者の対応の計画を書面により県に通知しなければならない。
- 3 事業者は、本日程表に定める各個別業務の開始予定日に各個別業務を開始できない場合及び本引渡予定日に本施設を引き渡すことができない場合においては、遅延を回避又は軽減するために必要な措置をとり、損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。

第5条（費用負担及び本事業の資金調達）

- 1 本事業の実施に関する一切の費用（本施設の設計及び建設、維持管理、運営並びにこれらに付随・関連する一切の費用を含む。）は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、すべて事業者が負担する。本事業に関する事業者の資金調達は、すべて事業者の責任において行う。
- 2 事業者は、本事業にかかる資金調達に関して、PFI法第75条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援がある場合には、適用されるよう努めなければならない。

-
- 3 県は、事業者がPFI法第75条に規定された国又は地方公共団体による財政上及び金融上の支援がある場合には、これを受けることができるよう協力する。
 - 4 県及び事業者は、法改正等により、本事業に関する資金調達について、その他の支援が適用される可能性がある場合には、必要に応じて協議を行う。
 - 5 本事業契約の定めるところにより県が事業者に生じた増加費用又は損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が本件業務を行うため事業者が第三者（事業者に融資した金融機関等を除く。）に締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、県が負担し、又は賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。
 - 6 県は、本事業契約の定めるところにより事業者に生じた増加費用又は損害を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、当該負担の全部又は一部に代えて要求水準書を変更することができる。
 - 7 事業者は、本事業契約の定めるところによりサービス対価を減額すべき場合又費用を負担すべき場合において、サービス対価の減額又は負担額の全部若しくは一部に変えて要求水準書の変更その他の事業者によるサービス内容の向上を提案することができる。
 - 8 第6項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、県と事業者が協議して定める。ただし、協議開始から30日以内に協議が整わない場合には、県が定め、事業者に通知する。
 - 9 前項の協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、県が事業者から第7項に基づく提案を受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

第6条（構成員の使用）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、統括管理及び各個別業務を、各構成員に直接委託し又は請け負わせることができる。但し、事業者は、本事業に関する業務の全部を一括して第三者に委託又は請け負わせてはならない。
- 2 事業者は、事前に県の承諾を得た場合に限り、統括管理及び個別業務以外の業務で、この契約に基づき実施すべき業務を直接その構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせることができる。
- 3 事業者は、第1項によりその業務の実施を構成員に委託し又は請け負わせ、若しくは前項によりその業務の実施を事前に県の承諾を得て構成員以外の第三者に委託し又は請け負わせたときは、速やかに委託又は請負の内容を県に報告しなければならない。
- 4 第1項及び第2項による構成員又は第三者への業務の委託及び請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、構成員又は第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

第7条（許認可、届出等）

- 1 本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可は、事業者がその責任及び費用負担において、これを取得及び維持しなければならない。本事業契約上の義務を履行するために必要な一切の届出についても同様とし、事業者がその責任及び費用負担において、これを提出しなければならない。但し、県が取得・維持すべき許認可及び県が提出すべき届出はこの限りでない。
 - 2 事業者は、前項の許認可等の申請に際しては、県に事前説明及び事後報告を行う。
-

-
- 3 県は、事業者が要請した場合には、事業者による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
 - 4 事業者は、県が要請した場合には、県による許認可の取得、届出及びその維持等に必要な資料の提供その他について協力する。
 - 5 事業者は、事業者が取得すべき許認可の取得の遅延により増加費用又は損害が生じた場合、当該増加費用又は当該損害を負担する。但し、県の責めに帰すべき事由による場合は県が当該増加費用又は損害を負担し、法令等の変更又は不可抗力により遅延した場合は、第 8 章又は第 9 章の規定に従う。

第8条（契約の保証）

- 1 事業者は、本事業契約の締結と同時に、本事業契約の締結日から本引渡日までの間、設計・建設業務の履行を保証（以下「設計・建設保証」という。）するため、また、本引渡日から本事業契約の終了日までの間、維持管理業務及び運営業務（以下「維持管理・運営保証」という。）の履行を保証するため、それぞれについて次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。但し、事業者は、第 5 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を県に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本事業契約による債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、県が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本事業契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 県を被保険者とする、本事業契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、設計・建設保証については設計・建設費の 100 分の 10、維持管理・運営保証については維持管理・運営費の 100 分の 1 に相当する額以上としなければならない。
- 3 第 1 項の規定により、事業者が同項第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、同項第 4 号又は第 5 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 設計・建設費又は維持管理・運営費に変更があった場合には、保証の額が変更後の設計・建設費の 100 分の 10 又は維持管理・運営費の 100 分の 1 に相当する額に達するまで、県は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

第9条（解釈及び適用）

- 1 県と事業者は、本事業契約と共に、本事業関連書類に定められた事項が適用されることを確認する。
 - 2 本事業契約と本事業関連書類との間又は本事業関連書類相互間に矛盾、齟齬がある場合、本事業契約、基本協定書、入札説明書等に関する質疑回答、入札説明書等、提案書類及び設計図書等の順にその解釈が優先する。
-

-
- 3 前項の規定にかかわらず、提案書類と要求水準書の内容に差異があり、提案書類に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回るときは、その限度で提案書類の記載が要求水準書の記載に優先する。

第10条（責任の負担）

- 1 事業者は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の実施に関する一切の責任を負う。
- 2 本事業契約に別段の定めがある場合を除き、事業者による本事業の実施に関する県による請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は事業者から県に対する報告、通知若しくは説明等を理由として、事業者はいかなる本事業契約上の責任も免れることはできず、当該請求、勧告、通知、確認、承認、承諾、検査等若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明等を理由として、県は何ら責任を負担しない。

第11条（臨機の措置）

- 1 事業者は、事故や災害等の緊急事態が発生したとき又は災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとり、災害等による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 2 前項の場合において、事業者は、そのとった措置の内容を県に直ちに通知しなければならない。
- 3 事業者は、災害対応等に関し県が実施又は要請する事項に協力するよう努めるものとする。
- 4 事業者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、通常管理行為を超えるものとして事業者がサービス対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、県と事業者で協議の上、合理的な範囲で県が負担する。

第2章 共通事項

第12条（事業用地の使用）

- 1 県は、事業用地を、事業者が設計・建設業務並びに維持管理及び運営業務の実施上必要とする日までに確保しなければならない。
- 2 事業者は、事業用地において、本施設を整備及び運営する。
- 3 事業者は、本施設を整備にあたり、事業用地を無償にて使用することができる。但し、本施設の建設に要する仮設資材置場等の確保は、事業用地以外の場所を利用して行う場合には、事業者の責任及び費用負担においてこれを行う。
- 4 前項に基づく事業用地の使用にあたり、事業者は善良な管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、事業者は、第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。
- 5 事業者は、維持管理・運営期間においては、原則として事業用地を無償で使用することができる。但し、事業者は都市公園法に基づく許可により、屋外自動販売機又は自主提案施設を設置し運営する場合は、奈良県都市公園条例第11条に従い、自主提案施設による使用面積1㎡当たり月額●円、軽食・物販施設（スイムピア奈良内）を運営する場合は当該軽食・物販施設による使用面積1㎡当たり月額●円を、使用料として県に支払うものとする（なお、上記の各施設に関する1㎡当たりの月額は、同条例が改定された場合は当該改定後の金額が適用されるものとする。）。な

お、県は、あらかじめ事業者へ通知することにより、本項の使用料を変更することができる。土地の設置許可及び管理許可等に関する手続きについては、県の指示に従うこととする。

- 6 前項に基づく事業用地の使用にあたり、事業者は善良な管理者の注意義務をもってこれを行うものとし、事業者は、第三者に事業用地を使用又は収益させてはならない。ただし、事業者が指定管理者として認められている権限又は設置管理許可の範囲において第三者に使用又は収益させることは妨げない。

第13条（既存施設の引渡し）

- 1 県は、改修対象施設を除く既存施設を、令和11年4月1日以降に、事業者へ引き渡す。
- 2 県は、改修対象施設を、令和●年●月●日以降に事業者へ引き渡す。
- 3 県は、事業者に対し、前各項の引渡しと同時に、既存施設に関する測量図面等、事業者の本件業務の実施に必要と合理的に認められる資料を交付する。

第14条（契約終了時の取扱）

- 1 本施設又はその出来形の県への引き渡しにより事業用地が不用となった場合において、事業用地に事業者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（事業者の使用する第三者等が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、事業者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地を修復し、県に明け渡さなければならない。

第15条（事業用地及び既存施設の契約不適合責任）

- 1 県は、事業用地を、現状にて事業者へ引き渡す義務を負う他、事業用地に関する契約不適合責任を負担しない。但し、事業用地の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等入札説明書等に示された条件と実際の事業用地が一致しない場合、又は入札説明書等で明示されていない条件（埋蔵文化財、地中埋設物、土壌汚染等の契約不適合）について予期することのできない特別な状態が生じた場合に事業者へ直接生じた合理的な増加費用は県が負担する。
- 2 県は、既存施設を、現状にて事業者へ引き渡す義務を負う他、既存施設に関する契約不適合責任を負担しない。但し、既存施設の状態、施工上の制約等入札説明書等に示された条件と実際の既存施設が一致しない場合、又は入札説明書等で明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合に事業者へ直接生じた合理的な増加費用は県が負担する。

第16条（統括責任者）

- 1 事業者は、本事業契約の締結日後速やかに、本事業全体についての総合的な調整を行う統括責任者1名を配置し、県に当該統括責任者の氏名その他必要な事項を届け出、県の承諾を受けなければならない。
- 2 事業者は、統括管理責任者をして、統括管理を行わせる。
- 3 事業者は、事業期間中、統括責任者を継続して配置しなければならない。
- 4 事業者は、統括責任者の変更を可能な限り避けることにより、事業期間にわたる統括管理の質の維持及び向上の確保に努めるものとし、県の事前の承諾を得ない限り、第1項に基づき県へ届け出た統括責任者を変更してはならない。ただし、事故等やむを得ない事情により一時的に統括責任者がその任務を行うことができない場合、県の事前の承諾を得て統括責任者の代行者を配置す

ることができるものとする。なお、当該代行者の配置について事前の承諾を得ることが緊急やむを得ない事情により困難と認められる場合においては、事業者は自らの責任で適切な代行者を配置したうえで事後速やかに県の追認を得るものとする。

- 5 県は、第1項に基づき事業者が届け出た統括責任者の変更を希望するときは、その理由を明らかにして事業者に申し出ることができる。この場合、県と事業者は、統括責任者の変更に関し協議を行い、事業者は県の書面による承諾を得た上で、統括責任者を変更するものとする。
- 6 前2項により統括責任者が変更される場合、事業者は、後任の統括責任者に対し十分な業務の引き継ぎを行わなければならない。

第17条（総括責任者及び業務責任者の届出等）

- 1 事業者は、第20条第1項、第47条第1項及び第2項に基づき配置した個別業務の責任者及び各業務責任者について、配置後及び変更後速やかに、当該責任者及び各業務責任者の氏名その他必要な事項を統括責任者に報告した上で、県に届け出、県の承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、第48条第1項に基づき維持管理業務責任者、運営業務責任者及び各業務責任者が作成した業務水準書について、統括責任者の確認を得た上で県に提出し、本施設の供用開始予定日の90日前までに、その内容について県の確認を得なければならない。

第3章 設計・建設業務

第1節 総則

第18条（設計・建設業務の実施）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、自ら又は構成員を通じて、設計・建設業務を実施する。
- 2 事業者は、設計・建設業務のうち、設計業務（事前調査業務及びこれらの業務に関する各種許認可申請等の手続き業務並びにこれら業務に関するその他必要な業務（改修設計を含む。以下これらを個別に又は総称して「設計関連業務」という。）を設計企業をして、工事監理業務、同業務に関する各種許認可申請等の手続き業務及びこれら業務に関するその他必要な業務（以下これらを個別に又は総称して「工事監理業務」という。）を工事監理企業をして、その余の業務（以下これらを個別に又は総称して「建設業務」という。）を建設企業をして、それぞれ実施させる。
- 3 事業者並びに構成員が実施する設計・建設業務は、常に、設計・建設業務に関する要求水準書及び事業者提案を満たすものでなければならない。

第19条（第三者の使用等）

- 1 事業者は、設計・建設業務にかかる構成員を変更又は追加してはならない。但し、やむを得ない事情が生じた場合であって、県の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 事業者は、各構成員が受託し又は請け負った設計・建設業務の全部又は主たる部分を、各構成企業又は協力企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
- 3 設計・建設業務の実施に関する構成員又はその他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、設計・建設業務の実施に関して事業者又は構成員が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

第20条（設計・建設業務責任者及び業務責任者）

- 1 事業者は、設計・建設業務の全体を把握し調整を行う設計・建設業務責任者、並びに設計・建設業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該設計・建設業務責任者及び各業務責任者の氏名その他必要な事項を、設計・建設業務の開始前に統括責任者に届け出なければならない。
- 2 事業者は、設計・建設業務責任者及び各業務責任者を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括責任者に届け出なければならない。

第21条（第三者に生じた損害）

- 1 事業者が設計・建設業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、かかる損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県がこれを負担する。
- 2 事業者による設計・建設業務の実施に関し、不可抗力により第三者に損害が発生した場合の取扱いは、第9章に従う。

第22条（設計及び建設期間中の保険）

- 1 事業者は、設計及び建設期間中、自ら又は建設企業をして、別紙4第1項に定める内容の保険に加入し、その保険料を負担する。事業者は、かかる保険の保険証券又はこれに代わるものとして県が認めたものを、本工事の着手に先立って、直ちに、県に呈示しなければならない。

第2節 設計関連業務

第23条（設計関連業務の実施）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、設計関連業務を行うものとし、設計関連業務に関する一切の責任（設計上の誤り及び事業者の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。
- 2 事業者は、本事業契約の締結日後速やかに（遅くとも設計関連業務に着手する前に）、設計計画書（設計関連業務着手届、設計工程表、組織体制表及び設計担当者届（設計経歴書）を含む。）を県に提出し、県の確認を受けなければならない。
- 3 事業者は、設計計画書を変更する場合は、当該変更について、速やかに県の確認を受けなければならない。
- 4 事業者は、設計計画書に定めるスケジュールに従い、設計関連業務を行わなければならない。

第24条（設計関連業務の進捗状況の確認）

- 1 事業者は、県に対し、毎月1回以上、設計関連業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。
- 2 県は、本事業関連書類に基づき設計関連業務が実施されていることを確認するために、本施設の設計状況その他について、事業者に事前に通知した上で、随時、事業者に対してその説明を求め、又はその他の書類の提出を求めることができる。
- 3 事業者は、前項に定める設計状況その他についての説明及び県による確認の実施につき、県に対

して最大限の協力を行わなければならない。

- 4 県は、前各項に基づき説明、報告等を受けたときは、指摘事項がある場合には適宜これを事業者
に伝え、又は意見を述べることができる。

第25条（実施設計図書の提出）

- 1 事業者は、実施設計の完了後速やかに、実施設計図書を県に提出する。県は、当該内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求を含む。）を事業者に通知する。
- 2 県は、前項に基づき事業者より提示された実施設計図書が本事業関連書類に従っていないと判断する場合、事業者の責任及び費用負担において、その修正を求めることができる。事業者は、県からの指摘により、又は自ら実施設計図書に不備・不具合等を発見したときは、自らの責任及び費用負担において、直ちに実施設計図書の修正を行い、修正点について県に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等が発見された場合も同様とする。
- 3 事業者は、第1項の県の確認を受け、設計業務が完了した場合は速やかに、設計業務完了届を県に提出し、県の確認を受けなければならない。
- 4 設計関連業務に関し、遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、③県による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、及び④第34条1項2項に定める設計の確認が県の正当な理由がない不作為によって大幅に遅れた場合により、設計関連業務に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用若しくは損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により設計関連業務に要する費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により設計関連業務に遅延が生じ、設計関連業務に要する費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

第26条（設計図書の変更）

- 1 県は、本工事の開始前及び工事中において必要があると認めるときは、事業者に対して、事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、実施設計図書の変更を求めることができる。事業者は、県から当該変更要請を受けた日から14日以内に、県に対して、かかる実施設計図書の変更に伴い発生する費用、工期又は工程の変更の有無等の検討結果を報告しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定める場合のほか、県の事前の承諾を得た場合を除き、実施設計図書の変更を行うことはできない。
- 3 第1項により県が変更を決定し、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、前条第5項第1号に準じて取扱う。

第3節 建設及び工事監理業務

第27条（建設及び工事監理業務の実施）

-
- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、建設及び工事監理業務を行うものとし、これらの業務に関する一切の責任を負担する。
 - 2 事業者は、本引渡予定日までに、本工事を完成の上、第 43 条に基づいて本施設を県に引き渡し、本施設（本工事以前から県に所有権が帰属するものを除く。）についてその所有権を県に取得させる。
 - 3 本施設の施工方法その他本工事のために必要な一切の手段は、本事業関連書類に従い、それ以外のものは事業者がその責任においてこれを定める。
 - 4 本工事に遅延が生じ、増加費用又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。
 - (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。）、及び③県による設計図書の変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。））により、本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は合理的な増加費用若しくは損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期するとともに、当該増加費用又は損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により建設費用が増加し、又は損害が発生した場合、事業者は、当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により本工事に遅延が生じ、建設費用が増加し、又は損害が発生した場合の取扱いは、第 8 章又は第 9 章の規定に従う。

第28条（本工事開始前及び本工事中の書類の提出）

- 1 事業者は、工事開始日の 14 日前までに、建設等業務計画書（着工前提出書類を含む。）及び工事監理計画書を県に提出し、県の確認を受けなければならない。着工前提出書類を変更する場合は、当該変更後の書類を県に提出し、県の確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、本工事の実施中、本事業関連書類の定めるところに従い、工事中提出書類を県に提出し、県の確認を受けなければならない。工事中提出書類を変更する場合は、当該変更後の書類を県に提出し、県の確認を受けなければならない。

第29条（各種調査）

- 1 事業者は、すでに県が行ったものを除き、本工事に必要な測量調査、地盤調査、地質調査、電波障害調査、周辺家屋影響調査及びその他の調査を、自己の責任及び費用負担により行う。事業者は、かかる調査を行う場合、調査の日時及び概要を県に事前に連絡し、かつ、当該調査を終了したときは当該調査にかかる報告書を作成し、県に提出してその確認を受けなければならない。
 - 2 事業者は、前項に定める調査を実施した結果、県が本事業の入札説明書等において提供した事業用地に関する参考資料の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに県に通知し、その確認を求めなければならない。この場合において、県及び事業者は、その対応につき協議する。なお、県が提供した事業用地に関する参考資料の誤謬、欠落その他の不備に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、県は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。
 - 3 事業者は、事業用地に関し、県が提供した、事業用地に関する参考資料に記載されていない地質
-

障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等を発見した場合、その旨を直ちに県に通知するものとし、県及び事業者は、その対応につき協議する。なお、事業用地の地質障害、埋蔵文化財、不発弾、その他の地中障害物等の発見に起因して本工事に遅延が発生することが合理的に見込まれる場合、又は事業者が合理的な増加費用又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を阻止・低減する努力を尽くしている場合に限り、県は、事業者と協議の上、合理的な期間本引渡予定日を延期し、当該増加費用又は損害を負担する。但し、第1項に規定する調査及びその結果を記載した報告書に不備、誤謬等がある場合、事業者は、当該不備、誤謬に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害(再調査費の負担を含む。)を負担する。

- 4 県は、必要と認めた場合には随時、事業者から本条に規定される調査にかかる事項について報告を求めることができる。

第30条(本施設の建設に伴う近隣対策)

- 1 事業者は、本工事の開始に先立って、県と協議の上、自己の責任及び費用負担において、周辺住民に対して本事業の日程及び概要の説明を行い、周辺住民の理解を得るよう努めなければならない。県は、必要と認める場合には、事業者が行う説明に協力する。
- 2 事業者は、自己の責任及び費用負担において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気その他の本工事が近隣住民の生活環境に与える影響を勘案し、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 事業者は、県の事前の承諾を得ない限り、前項の近隣対策の不調を理由として本事業の内容の変更をすることはできない。但し、さらなる調整によっても近隣住民の理解が得られず、本工事の実施に支障が生ずるおそれが明らかな場合、県は、事業者と協議の上、本事業の内容の変更を検討する。
- 4 第2項の近隣対策の結果、本工事に遅延が発生することが見込まれる場合には、県及び事業者は、協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。
- 5 第2項の近隣対策の結果、事業者が生じた費用(第2項の近隣対策の結果本引渡予定日に変更されたことによる増加費用も含む。)及び損害は、事業者がこれを負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、県がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に起因して本工事に遅延が発生することが見込まれる場合、県は、事業者と協議の上、本引渡予定日を合理的な期間延期することができる。又、かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、県がこれを負担する。

第31条(事業用地の安全対策)

- 1 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、本事業関連書類に従い、工事現場における安全対策を実施する。本工事の施工に関し、建設機械器具等必要な設備の盗難又は損傷等により追加の費用又は損害が発生した場合、当該追加費用又は損害は、事業者がこれを負担する。但し、法令等の変更又は不可抗力により発生した増加費用又は損害の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

第32条（県による説明要求及び建設現場立会い）

- 1 事業者は、県に対し、毎月1回以上、建設業務の進捗状況の説明及び報告を行わなければならない。
- 2 県は、本工事の進捗状況について、随時、事業者に対して報告を要請することができ、事業者は、県の要請があった場合には、かかる報告を行わなければならない。又、県は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、本施設の建設について、事業者に事前に通知した上で、事業者に対して中間確認を求めることができる。
- 3 県は、本工事開始前及び本工事の施工中、随時、事業者に対して質問をし、本工事について説明を求めることができる。事業者は、県からかかる質問を受領した後速やかに、県に対して回答を行わなければならない。県は、事業者の回答内容が合理的でないと判断した場合には、事業者との間でこれを協議することができる。
- 4 県は、事業者に対する事前の通知を行うことなく、随時、本工事に立ち会うことができる。
- 5 前四項に規定する報告、中間確認、説明、又は立会いの結果、県が、本施設の建設状況が本事業関連書類又は設計図書の内容を逸脱していると判断した場合、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
- 6 事業者は、工事監理者が求める本施設の検査又は試験の内容を、県に対して事前に通知する。県は、かかる検査又は試験に立ち会うことができる。
- 7 県は、本条に基づく協議、説明要求、本工事への立会い等を理由として、本施設の設計及び建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第33条（工事の中止等）

- 1 県は、必要と認めた場合には、事業者に対して、本工事の全部又は一部の施工を一時的に中止させることができる。この場合、県は、事業者に対して、中止の内容及び理由を通知しなければならない。
- 2 県は、前項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、必要と認めるときには、本引渡予定日を変更することができる。
- 3 県は、第1項により本工事の全部又は一部の施工を中止させた場合において、本工事の施工の中止又はその続行に起因して事業者が生じた合理的な増加費用（本工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、及び労働者、建設機械器具等を保持するための費用を含む。）を負担する。但し、当該中止の原因又は端緒が事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合には、この限りでない。
- 4 前項の規定にかかわらず、本工事の施工の一時中止が法令等の変更又は不可抗力に起因する場合には、第8章又は第9章の規定に従う。

第34条（事業者による竣工検査）

- 1 事業者は、事業者の責任及び費用負担において、本施設の竣工検査並びに機器、器具及び什器備品等の試運転等を行う。
 - 2 事業者は、県に対して、事業者が前項の検査及び試運転等を行う14日前までに、これらの検査を行う旨及びその予定日を通知する。
-

-
- 3 県は、第1項の検査及び試運転等に立ち会う。但し、県はかかる立会の実施を理由として、何らの責任をも負担するものではない。
 - 4 事業者は、第1項の検査及び試運転等においては、本施設が要求水準書及び事業者提案を満たしているか否かについて、県が相当と認める方法により検査しなければならない。事業者は、第1項の検査及び試運転等の結果を、速やかに当該検査及び試運転等の結果に関する書面の写しを添えて工事完了届とともに県に報告する。
 - 5 事業者は、工事完了届の他、本事業関連書類の定めるところに従い、竣工図書（竣工時提出書類を含む。）を県に提出し、県の確認を受けなければならない。

第35条（県による本施設の完成検査及び完工確認通知の交付）

- 1 県は、事業者から前条に基づく工事完了届（前条第4項の規定に基づき、竣工検査及び試運転等の結果に関する書面の写しを添付することを要する。以下において同じ。）を受領した場合、受領後14日以内に速やかに、県が指定する検査員による完成検査を行う。
- 2 完成検査の方法は、次の各号に記載のとおりとする。
 - (1) 県は、事業者の立会いのもとで、完成検査を実施する。
 - (2) 完成検査は、設計図書等及び本事業関連書類との照合により、これを実施する。
 - (3) 事業者は、機器、器具、備品等の取扱いに関する県への説明を実施する。
- 3 前二項に定める完成検査の結果、本施設の状況が本事業関連書類又は設計図書等の内容に適合していないことが判明した場合、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。事業者は、かかる是正を行ったときは、当該是正部分について完成検査と同様の手続による再検査を受けなければならない。
- 4 県は、完成検査の結果、本施設が本事業関連書類及び設計図書等の内容を満たし、本事業契約に従った維持管理業務及び運営業務を開始することが可能であると判断した場合には、事業者に対して遅滞なく完工確認通知を交付し、県は本施設の引渡しを受ける。
- 5 県は、完工確認通知の交付を理由として、本施設の設計又は建設の全部又は一部について何らの責任も負担せず、又、事業者は、これを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。事業者は、完工確認通知の交付を理由として、本施設について契約不適合責任の発生を争い、又はその履行を拒絶若しくは留保することはできない。

第36条（本施設の契約不適合）

- 1 県は、本施設その他の本工事の目的物（事業者により当該本施設内に設置された機器、器具又は備品等を含む。本条において同じ。以下本条において「契約不適合責任対象目的物」という。）が性能、種類又は品質に関して本契約の内容（設計図書及び事業者提案の内容を含む。）に適合しないもの（要求水準未達のみならず、事業者提案に基づく提案未実現を含む。以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、事業者に対して、相当の期間を定めて、契約不適合の改善・補修（備品については取り替えも含む。以下同じ。）又は設備、器具若しくは備品等の代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合における履行の追完に要する費用は、契約適合検査費用及び契約不適合が改善しなかったことによって発生した費用を含め、事業者の負担とする。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。
-

-
- 2 前項の場合において、事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じてサービス対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにサービス対価の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき（第1項ただし書きに定めるときを含む。）。
 - (2) 事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 事業者が履行の追完をしないで当該本工事の目的物の引渡予定日を経過したとき。ただし、事業者が第44条第2項の定めるところに従う場合は、この限りでない。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
 - 4 県は、当該契約不適合責任対象目的物の引渡日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は本契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。ただし、その契約不適合がメーカーによる保証又は事業者提案に基づく保証があるものについて生じた場合において、当該保証の期間内であるときは、この限りでなく、県は、請求等を行うことができる。
 - 5 前各項にかかわらず、県は、設備機器本体等の契約不適合については、県による完成確認の際に、直ちにその履行の追完を請求しなければ、事業者は、その責任を負わない。ただし、当該完成確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、供用開始日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。なお、事業者がその契約不適合のあることを知っていたとき若しくはその契約不適合がメーカーによる保証若しくは事業者提案に基づく保証があるものについて生じたとき、又は、要求水準書に別段の定めがあるときは、この限りでない。
 - 6 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 7 県が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を事業者に通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
 - 8 県は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
 - 9 第4項から前項までの規定は、契約不適合が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には適用せず、契約不適合に関する事業者の責任については、民法第166条第1項の定めるところに従い、県が事業者の契約不適合責任に係る権利を行使することができることを知ったときから5年間行使しないとき又は当該権利を行使できるときから10年間行使しないときは、当該権利は時効によって消滅する。
 - 10 民法（明治29年法律第89号）第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
 - 11 県は、契約不適合責任対象目的物の引渡しを受けた際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者に通知しなければ、当該契約不適合に関する
-

請求等を行うことができない。ただし、事業者が当該契約不適合のあることを知っていたときは、この限りでない。

- 12 契約不適合が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は、これを供用開始日から 10 年とする。この場合において、第 4 項から前項までの規定は適用しない。
- 13 契約不適合が支給材料の性質又は県の指図により生じたものであるときは、県は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、事業者が当該支給材料若しくは当該指図が不相当であることを知りながらその旨を通知しなかったときは、この限りでない。
- 14 事業者は、建設企業をして、県に対し、本条による履行の追完及び損害の賠償をなすことについて保証させるべく、本契約締結日以降速やかに、別紙 5 の様式による保証書を差し入れさせる。

第37条（工期の変更）

- 1 県が事業者に対して本工事にかかる工期の変更を請求した場合、県と事業者は協議により当該変更の可否を定める。
- 2 事業者が、事業者の責めに帰すことのできない事由により工期を遵守できないことを理由として、工期の変更を請求した場合、県は、事業者との協議により、当該変更の可否を定める。但し、県と事業者との間の協議が整わない場合、県は、その合理的な裁量に基づき、工期を定めることができ、事業者は、これに従わなければならない。

第38条（工期の変更による費用負担）

- 1 県の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更したときは、県は、当該変更に伴い事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により工期又は工程を変更したときは、事業者は、当該変更に伴い県に発生した増加費用又は損害を負担する。
- 3 法令等の変更又は不可抗力により工期又は工程を変更したときは、これにより発生した増加費用又は損害の取扱いは、第 8 章又は第 9 章の規定に従う。

第4節 備品等の設置工事及びその関連業務

第39条（什器・備品等の整備）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従った維持管理業務及び運営業務を行うために必要な什器・備品等を整備しなければならない。
- 2 備品リストに示された備品については、県への本施設の引渡しと同時に引き渡し、その所有権を県に移転しなければならない。但し、リース方式による調達に客観的な合理性があり、県に不利益を及ぼさないと県が認めた備品については、事業者はリース方式によりこれを調達することができる。
- 3 備品リストに示されていない備品についても前項の規定を準用する。
- 4 前項の規定にかかわらず、自主提案事業の実施のために必要な備品については、事業者は任意の方法により調達できるものとし、県はこれを所有しない。
- 5 事業者は、本引渡し日までに、本施設の備品台帳を作成し県に提出しなければならない。

第5節 工事監理業務

第40条（工事監理者の設置等）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、工事監理業務を行う。
- 2 事業者は、工事開始日までに、工事監理企業をして工事監理者を設置させ、県に対してその名称を通知し、工事監理企業及び工事監理者をして工事監理業務を行わせる。但し、工事監理企業及び工事監理者は、建設企業と同一法人又は資本面若しくは人事面において関連がある者であってはならない。
- 3 事業者は、工事監理者をして、県に対して、本事業関連書類に従い、本工事につき、工事監理に関する記録簿を作成させた上で、これを毎月県に提出させる。又、県は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に本工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は事業者に対して工事監理者をして本工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 4 工事監理者の設置は、すべて事業者の責任と費用負担において行い、工事監理者の設置及びその活動により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんを問わず、事業者がこれを負担する。

第6節 その他の業務

第41条（各種申請及び手続等）

- 1 事業者は、設計・建設業務並びに本施設の供用開始に必要な一切の届出・申請・許認可等の手続を、自らの責任及び費用負担で行い、本日程表に定めるスケジュールに支障が生じないようにしなければならない。
- 2 事業者は、前項に従って行った届出・申請・許認可等の書類の副本又は写し等を、速やかに県に交付しなければならない。
- 3 事業者は、県からの要請があった場合は、速やかに、県の交付金申請に伴う図面・概要書等を作成し、県に提出する。かかる図面・概要書等の作成に要する費用は事業者の負担とする。
- 4 事業者は、本施設のうち競泳プールの公認取得申請（更新も含む。）にかかる申請書類一式を作成し、当該申請に必要な測量等を行う。かかる申請書類の作成及び測量等に要する費用は事業者の負担とする。なお、申請の更新については、申請費用も事業者の負担とする。

第42条（供用開始準備）

- 1 事業者は、本施設の供用開始に先立ち、自らの責任及び費用負担において本施設の運営及び維持管理に必要な供用開始準備を行い、本引渡予定日の 90 日前までに供用開始準備計画書を作成した上で、県の確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、本引渡予定日までに別紙 4 第 2 項に定める内容の保険に加入し、その証書の写しを県に提出しなければならない。
- 3 事業者は、前各項に定める供用開始準備を完了し、かつ、業務水準書及び年度業務計画書に従って本施設の維持管理業務及び運営業務の実施が可能となった段階で、県に対してその旨通知を行う。

第43条（本施設の引渡し）

-
- 1 事業者は、完工確認通知を受領し、かつ県が前条に従って事業者が業務水準書及び年度業務計画書に従って維持管理業務及び運営業務を実施し得る体制にあることを確認した後、目的物引渡書を県に交付し、本引渡予定日において本施設（（本工事以前から県に所有権が帰属するものを除く。以下、本条において同じ。））を県に引き渡し、本施設の所有権を県に取得させる。事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を県に移転しなければならない。

第44条（本施設の引渡し遅延による費用負担）

- 1 県の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが生じた本引渡予定日より遅延した場合、県は、当該遅延に起因して事業者が負担した合理的な増加費用又は損害を負担する。
- 2 事業者の責めに帰すべき事由により本施設の引渡しが生じた本引渡予定日より遅延した場合、事業者は、本引渡予定日の翌日（当日を含む。）から本引渡日（当日を含む。）までの期間（両端日を含む。）に応じ、設計及び建設業務に係る対価から割賦金利を控除した額に本引渡予定日における第97条に定める遅延利息の率を乗じることにより計算した額を違約金として県に支払う。この場合において、県に当該遅延に起因して違約金以上の損害（当該遅延への対応のために県が負担した増加費用を含む。）が発生したときは、事業者は、当該違約金を超える損害額を県に支払わなければならない。
- 3 法令の変更又は不可抗力により、本施設の引渡しが生じた本引渡予定日より遅延した場合、当該引渡し遅延に起因して事業者が生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、第8章又は第9章の規定に従う。

第4章 維持管理・運営業務

第1節 総則

第45条（指定管理等）

- 1 事業者は、本事業契約及び本事業関連書類に基づき、維持管理業務及び運営業務を行うものとする。
- 2 県は、法令等及び本事業契約に基づき、事業者を本施設の指定管理者に指定（以下「本指定」という。）し、その管理を行わせる。
- 3 事業者は、法令等及び本事業契約の定めに従い、指定管理者としての業務を誠実かつ適正に執行しなければならない。

第46条（指定管理者による管理等）

- 1 事業者が指定管理者として行う業務の範囲は、維持管理業務及び運営業務（但し、自主提案施設にかかる業務を除く。）とする。
 - 2 事業者は、本指定がその効力を生じた場合には、本施設における指定管理者として、直ちに、自らの責任と費用負担において、本事業関連書類及び年度業務計画書に従い、維持管理業務及び運営業務を開始し、かつ、維持管理・運営期間中、維持管理業務及び運営業務を遂行する責任を負う。
 - 3 事業者は、維持管理業務及び運営業務について本指定がその効力を生じるまでは、維持管理業務
-

及び運営業務を開始することはできず、県に対し、当該業務にかかる対価の支払い又は費用の求償を求めることはできない。

第47条（総括責任者及び業務責任者）

- 1 事業者は、維持管理業務の全体を把握し調整を行う維持管理業務責任者、並びに維持管理業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該維持管理業務責任者及び業務責任者の氏名その他必要な事項を、維持管理業務の開始前に統括責任者に届け出なければならない。
- 2 事業者は、運営業務の全体を把握し調整を行う運営業務責任者、並びに運営業務の区分ごとに総合的に把握し調整を行う業務責任者を定め、当該運営業務責任者及び業務責任者の氏名その他必要な事項を、運営業務の開始前に統括責任者に届け出なければならない。
- 3 事業者は、維持管理業務責任者、運営業務責任者及び各業務責任者を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括責任者に届け出なければならない。

第48条（業務水準書の作成）

- 1 事業者は、維持管理業務責任者、運営業務責任者及び各業務責任者をして、維持管理業務及び運営業務にかかる業務水準書をそれぞれ作成させ、統括責任者の確認を得た上で、本施設の供用開始予定日の90日前までに県に提出し、県の確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、維持管理業務又は運営業務にかかる業務水準書を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括責任者の確認を受けなければならない。

第49条（年度業務計画書の作成）

- 1 事業者は、維持管理業務責任者、運営業務責任者及び各業務責任者をして、維持管理・運営期間にかかる事業年度ごとに、維持管理業務及び運営業務にかかる年度業務計画書をそれぞれ作成させ、統括責任者の確認を経たうえで各年度開始の1か月前までに県に届け出て、その承諾を得なければならない。
- 2 事業者は、維持管理業務又は運営業務にかかる年度業務計画書を変更した場合は、当該変更について、速やかに統括責任者の確認を経たうえで県に届け出て、その承諾を得なければならない。

第50条（年度業務報告書の作成）

- 1 事業者は、維持管理業務責任者、運営業務責任者及び各業務責任者をして、維持管理・運営期間にわたり、維持管理業務及び運営業務に関する日報、月次業務報告書、四半期総括書及び年次総括書を年度業務報告書としてそれぞれ作成し、当該年度業務報告書（日報を除く。）について統括責任者の確認を受けなければならない。

第51条（維持管理業務及び運営業務における要求水準の変更）

- 1 県は、維持管理業務及び運営業務に関する要求水準書の内容について変更する合理的な必要があると認める場合、事前に事業者に対して通知の上、その対応（サービス対価の変更を含む。）について協議を行った上で変更するものとする。
- 2 維持管理業務及び運営業務に要する費用が増加した場合又は損害が発生した場合の措置は、次の各号記載のとおりとする。

-
- (1) 県の責めに帰すべき事由（①県の指示又は請求（事業者の責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、②本事業契約、入札説明書等若しくは要求水準書の不備又は県による変更（事業者の責めに帰すべき事由に起因する変更を除く。））により、合理的な増加費用又は損害が発生した場合、県が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、維持管理業務及び運営業務の費用が増加する場合又は損害が発生した場合、事業者が当該増加費用又は当該損害を負担する。
 - (3) 法令等の変更又は不可抗力により、維持管理・運営費が増加する場合又は損害（本施設の損傷を含む。）が発生した場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

第52条（維持管理業務及び運営業務に伴う近隣対策）

- 1 事業者は、自己の責任及び費用負担において、維持管理業務及び運営業務を実行するにあたって、法令等に基づき合理的に要求される範囲の近隣対策を実施する。かかる近隣対策の実施について、事業者は、県に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。県は、かかる近隣対策の実施について、事業者に対し協力する。
- 2 前項の近隣対策の結果、事業者に生じた増加費用及び損害は、本事業契約に別段の定めがない限り、事業者がこれを負担する。
- 3 前項の規定にかかわらず、本施設の設置自体に対する住民反対運動又は訴訟等に対する対応は、県がこれを行う。かかる住民反対運動又は訴訟等に直接起因する合理的な増加費用及び損害は、県がこれを負担する。

第53条（緊急時の対応）

- 1 維持管理・運営期間中、維持管理業務又は運営業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合、又はその恐れが生じた場合、事業者は速やかに必要な措置を講じるとともに、県を含む関係者に対して緊急事態の内容その他必要な事項を通報しなければならない。
- 2 事故等が発生した場合、事業者は県と協力して事故等の原因調査に当たるものとする。

第54条（本施設にかかる光熱・水道等の負担）

- 1 事業者は、維持管理業務及び運営業務を実施するために必要な光熱・水道等は自らの責任及び費用負担において調達しなければならない。

第2節 維持管理業務

第55条（維持管理業務に関する要求水準）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、維持管理業務を行う。
- 2 事業者は、維持管理業務を、維持管理企業をして実施させる。
- 3 事業者又は維持管理企業が実施する維持管理業務は、常に、維持管理業務に関する要求水準書及び事業者提案を満たすものでなければならない。

第56条（第三者の使用）

- 1 事業者は、維持管理企業を変更又は追加してはならない。但し、やむを得ない事情が生じた場合であって、県の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。

-
- 2 事業者は、維持管理企業が受託し又は請け負った維持管理業務の全部又は主たる部分を、維持管理企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
 - 3 維持管理業務の実施に関する維持管理企業その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、維持管理業務の実施に関して事業者又は維持管理企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。

第57条（本施設の修繕）

- 1 事業者は、本施設に関し、年度業務計画書に定めのない修繕若しくは更新又は本施設に重大な影響を及ぼす修繕若しくは更新を行う場合、県に対して、事前にその内容及びその他の必要事項を通知し、かつ、県の事前の承諾を得なければならない。かかる修繕又は更新はすべて、事業者が自己の責任と費用負担において、これを行う。
- 2 事業者は、本施設の修繕又は更新を行った場合、当該修繕又は更新について、県の立会による確認を受け、当該確認後、必要に応じて、その内容を設計図書に反映し、使用した設計図、完成図等の書面を速やかに県に提出する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本施設に関し、県の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営期間中に年度業務計画書に定めのない修繕又は更新を行う必要が生じた場合は、県は、自らの責任と費用負担においてかかる修繕又は更新を行う。
- 4 法令等の変更又は不可抗力により、本施設の修繕又は更新（年度業務計画に定めのない修繕・更新も含む。）を行った場合の取扱いは、第8章又は第9章の規定に従う。

第58条（備品の管理）

- 1 事業者は、第39条第5項により事業者が県に提出した備品台帳により県の所有にかかる備品の管理を行う。なお、備品台帳に記載する事項には、年月日、品名、規格、金額（単価）数量を含める。

第3節 運営業務

第59条（運営業務に関する要求水準）

- 1 事業者は、本事業関連書類に従い、自らの責任及び費用負担において、運営業務を行う。
- 2 事業者は、運営業務を、運営企業をして実施させる。
- 3 事業者又は運営企業が実施する運営業務は、常に、運営業務に関する要求水準書及び事業者提案を満たすものでなければならない。

第60条（第三者の使用）

- 1 事業者は、運営企業を変更又は追加してはならない。但し、やむを得ない事情が生じた場合であって、県の事前の承諾を得た場合はこの限りではない。
 - 2 事業者は、運営企業が受託し又は請け負った運営業務の全部又は主たる部分を、運営企業が第三者に委託し又は請け負わせないようにしなければならない。
 - 3 運営業務の実施に関する運営企業その他第三者の使用は、すべて事業者の責任において行うものとし、運営業務の実施に関して事業者又は運営企業が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負う。
-

第61条（利用料金等）

- 1 県は、供用開始予定日の6ヶ月前までに、要求水準書及び事業者提案に基づき本施設の利用料金その他本施設の運営に必要な事項を奈良県議会の議決を得て本条例で規定する。
- 2 事業者は、該当する本条例の各規定に従い、指定管理者として本施設の利用者から、所定の利用料金を徴収し、自らの収入とする。利用料金の収納に関する業務については、そのすべてを事業者の責任で行い、利用料金の未収納について、県はその責任を負担しない。
- 3 県は、随時、自らの費用により、利用料金の出納状況について、事業者に対し監査を実施できる。
- 4 本施設の利用者数の増減に関するリスクはすべて事業者の負担とし、県は、利用者数の増減による費用の増減及び収入の増減を理由とする本事業契約の変更は行わない。但し、社会状況が大きく変動し本事業に著しい影響が生じたことを事業者が合理的に証明し県が承認した場合は、本施設の供用開始日から5年毎の応当日を目途に、県及び事業者は、本事業契約の見直し（利用料金又はサービス対価の変更を含む。）に関する協議を行うことができる。

第62条（自主提案事業と事業者の直接収入）

- 1 事業者は、自己の責任及び費用負担において、本事業関連書類及び年度業務計画書に従って、自主提案事業を実施する。自主提案事業は、事業者、又は事業者から委託を受けたうえで構成企業もしくは協力企業が実施する。
- 2 事業者は、自主提案事業を実施するために必要な許認可等を、自らの責任で取得しなければならないが、県は、かかる事業者による許認可の取得に合理的な範囲で協力する。
- 3 事業者は、自主提案事業の内容を変更するときは、事前に県の承諾を得なければならない。
- 4 自主提案事業から得られた収入は、事業者の収入とする。
- 5 事業者は、自主提案事業にかかる事業計画（利用者から徴収するサービスの対価その他の料金の設定を含む。）について事前に県の承諾を得なければならない。
- 6 事業者は、自主提案事業にかかるサービスの利用状況、近隣の同種施設の使用状況等を勘案し、前項に基づいて県の承諾を得た料金設定を、合理的な範囲で変更することができる。但し、事業者は、かかる変更について事前に県の承諾を得なければならない。
- 7 事業者は、自主提案事業とそれ以外の本事業に係る会計を分離し、それぞれ独立した会計書類を作成しなければならない。
- 8 事業者は、自主提案事業以外の本事業に係る収益を自主提案事業のために使用してはならない。
- 9 事業者は、自主提案事業を事業者の独立採算により実施するものとし、自主提案事業に増加費用が発生した場合においては、これを事業者が負担し、県に対して当該増加費用に関して一切請求を行わないものとする。

第63条（自主提案事業の一部又は全部の終了）

- 1 事業者は、自主提案事業の全部又は一部の採算が悪化し、これを継続した場合に、本施設又は自主提案施設の維持管理及び運営が困難となることが見込まれる場合、これを県に通知する。
- 2 前項の通知を受けた場合、県は、自主提案事業の継続について事業者と協議を行った上、県の判断により、業務の停止を命令した上で、事業者による自主提案事業の一部又は全部を終了させることができる。

-
- 3 前項の規定は、県が、事業者の行う自主提案事業が、提案書類又はその他の本事業関連書類に定められたサービス水準を満たしていないと判断した場合に、これを準用する。

第4節 県による業務の確認等

第64条（県による説明要求及び立会い）

- 1 県は、事業者に対し、維持管理・運営期間中、維持管理業務及び運営業務について、随時その説明を求め、県が必要とする書類の提出を請求し、又は本施設において維持管理及び運営状況を自ら立会いの上確認することができる。事業者は、かかる県の要求に対して最大限の協力を行わなければならない。
- 2 前項に規定する説明又は確認の結果、本施設の維持管理及び運営状況が、本事業関連書類、業務水準書又は年度業務計画書の内容を逸脱していることが判明した場合の措置については、第79条に規定するモニタリング及び要求水準未達成に関する手続に従う。
- 3 県は、必要に応じて、本施設について、本施設の利用者その他の者へのヒアリングを行うことができる。
- 4 県は、本条に基づく説明要求、確認、立会いの実施等を理由として、本施設の維持管理業務及び運営業務の全部又は一部について、何らの責任も負担せず、又、事業者は、これらを理由として、本事業契約上の事業者の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。

第5節 損害・損傷等の発生

第65条（第三者に及ぼした損害）

- 1 事業者が維持管理業務及び運営業務を履行する過程で、又は履行した結果、第三者（事業者の役員、従業員を含む。）に損害が発生したときは、本事業契約に他に特段の定めがない限り、事業者がその損害を賠償しなければならない。但し、かかる損害のうち、県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県がこれを負担する。
- 2 不可抗力により、維持管理業務又は運営業務に関し、第三者に損害が発生した場合は、第9章の規定に従う。
- 3 事業者は、第1項に定める損害賠償にかかる事業者の負担に備えるために、本施設の維持管理・運営期間中、自己の責任及び費用負担において、自ら又は維持管理企業若しくは運営企業をして、別紙4第2項記載の保険に加入する。

第5章 サービス対価の支払い

第66条（サービス対価の支払）

- 1 県は、本事業契約の定めるところに従い、事業者に対して本件業務の対価として、別紙6に定めるサービス対価を支払う。

第67条（サービス対価の改定、減額及び返還）

- 1 県は、サービス対価について、別紙6に定めるところにより物価変動に基づく金額の改定を行う。
- 2 県によるモニタリングの結果、事業者の業務内容が要求水準書及び事業者提案を満たしていな

いと判断した場合には、別紙7の規定に基づきサービス対価を減額する。

- 3 県が年度業務報告書に虚偽の記載を発見し、これを事業者に対して通知した場合、事業者は県に対して、当該虚偽記載が認められれば県が別紙7の記載に従い減額し得たサービス対価の金額を速やかに返還しなければならない。

第6章 契約期間及び契約の終了並びに契約の解除及び本指定の取消等

第1節 契約期間

第68条（契約期間）

- 1 本事業契約は、本事業契約の締結日から効力を生じ、維持管理・運営期間の終了日をもって終了する。
- 2 事業者は、維持管理・運営期間中、本施設を、本事業関連書類に定められた要求水準書及び事業者提案を満たす状態に保持する義務を負う。
- 3 事業者は、本事業契約が終了する1年前までに、本施設及び設備機器並びに備品等の改修、修繕又は更新の必要性を検討し、本事業契約の終了までに必要な改修、修繕及び更新を完了する。
- 4 事業者は、本事業契約の終了にあたって、県に対し、県が要求水準書記載の業務その他これに付随する業務の遂行のために本施設を継続使用できるよう、維持管理業務及び運営業務に関して必要な事項を説明し、かつ、事業者が用いた維持管理業務及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、業務の引継ぎに必要な協力を行う。
- 5 県は、本事業契約が終了する1年前までに事業者に通知を行った上、終了前検査を実施し、要求水準書及び事業者提案に記載されたすべての事項がその要求水準書及び事業者提案を満たしているかを確認する。かかる検査の過程で本施設に修繕すべき点が存在することが判明した場合、県は事業者にこれを通知し、事業者は速やかにこれを修繕する。但し、県が修繕を要するとした箇所について、不可抗力が原因で修繕が必要とされることを事業者が証明した場合には、別紙9で事業者の費用負担とされる範囲を超える費用は県が負担する。
- 6 事業者は、本事業契約が終了する1年前までに、本事業契約終了後の本施設及び設備機器並びに備品等の改修、修繕及び更新の必要性について調査を行い、これを県に報告する。

第2節 本施設引渡し前の契約解除等

第69条（本施設引渡し前の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 本事業契約の締結日以後、本引渡日までの間において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。
 - (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り（事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合を含む。）、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
 - (2) 事業者が、事業者の責めに帰すべき事由により、本日程表に記載された工事開始日を過ぎても本工事を開始せず、県が相当の期間を定めて事業者に対して催告したにもかかわらず、事業者から県に対して県が満足すべき合理的説明がなされないとき。
 - (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日までに本施設を県に引き渡すことができないとき。
 - (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定が取り消されたとき。

-
- (5) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 構成員が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (7) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
- ア 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 本事業契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方がア乃至オのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、ア乃至オのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本事業契約若しくは土地無償貸付契約に違反し、又は事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反又は不実により本事業契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でないときと県が認めるとき。
- 2 前項の場合において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。なお、本事業契約において、県が本事業契約を解除できると定める場合、県は解除の範囲を全部又は一部のいずれとするかについて、県の裁量により決定することができるものとする。
- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、県、事業者及び事業者の株主との間における協議を経た上で、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 3 本施設の引渡し前に前項第 1 号により本事業契約が解除された場合、事業者は、県に対して、県が支払うべき設計・建設費の 100 分の 10 に相当する金員を違約金として県が指定する期間内に
-

支払う。さらに、県が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

- 4 県が第 2 項第 1 号により本事業契約の解除を選択した場合において、本施設の出来形部分が存在する場合、県は、これを検査の上、その全部又は一部を買い受けることができ、買い受ける場合、当該出来形部分に相応する設計・建設費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分及び事業者が受け取った保険金額を除く。）の買受代金と前項の違約金及び損害賠償請求権にかかる金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県は、かかる相殺後の買受代金の残額を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。
- 5 前項の場合において、県が本施設の出来形部分を買受けない場合、事業者は、県と協議の上、自らの費用と責任により、本施設の買い受けられない部分にかかる事業用地を原状（更地）に回復した上で、速やかにこれを県に引き渡さなければならない。また、この場合、事業者は、解除前の支払スケジュールにより県が事業者に対し既に支払った分を、当該解除日における第 97 条に定める遅延利息の率に基づき計算した利息を付して返還する。

第70条（本施設引渡し前の県の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 本事業契約の締結日以後、本引渡し日までの間において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から 30 日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 前項の規定により、本事業契約が解除された場合、県は、本施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 県は、前項の規定により本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、事業者に対し、当該出来形部分に相応する工事費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いによりこれを支払う。
- 4 第 1 項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。

第71条（本施設引渡し前の法令等の変更による契約解除等）

- 1 本事業契約の締結日以後、本引渡し日までの間において、第 99 条に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。
 - (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
 - 2 前項第 1 号により本事業契約が解除された場合、県は、本施設の出来形部分を検査の上、当該検査
-

査に合格した部分の所有権をすべて取得する。

- 3 県は、前項の規定により本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する設計・建設費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

第72条（本施設引渡し前の不可抗力による契約解除）

- 1 本事業契約の締結日以後、本施設の事業者から県に対する引渡しまでの間において、第99条に基づき協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にもかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。
- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
- (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が選定した第三者へ譲渡させることができる。
- 2 前項第1号により本事業契約が解除された場合、県は、本施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の所有権をすべて取得する。
- 3 県は、前項の規定により、本施設の出来形部分の所有権を取得する場合には、当該出来形部分に相応する設計・建設費相当額（解除前の支払スケジュールにより既に支払った分を除く。）を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

第3節 本施設引渡し以後の契約解除等

第73条（本施設引渡し以後の事業者の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 本引渡日以後において、次に掲げるいずれかの事由が生じた場合、県は、事業者に対して、次項に掲げる措置のいずれかをとることができる。但し、事業者が要求水準書及び事業者提案を満たしていない場合の手続は、第79条の定めに従う。
- (1) 事業者が本事業の全部又は一部の履行を怠り、その状態が30日間以上にわたり継続したとき。
- (2) 事業者が、その責めに帰すべき事由により、本施設について、連続して30日以上又は1年間において合計60日以上にわたり、本事業関連書類、業務水準書及び年度業務計画書に従った維持管理業務又は運営業務を行わないとき。
- (3) 事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により、本指定が取り消されたとき。
- (5) 事業者にかかる破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の倒産法制上の手続について、事業者の取締役会でその申立てを決議したとき又はその他の第三者（事業者の役員、従業員を含む。）によりその申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、県に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (7) 構成員が本事業の応募に関して重大な法令等の違反をしたとき。
- (8) 事業者が、正当な理由なくして、県の指示又は改善勧告等に従わないとき。

-
- (9) 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者からこの契約の解除の申出があったとき。
- (10) 事業者が次のいずれかに該当したとき。
- ア 役員等が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、その相手方がア乃至オのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 本事業契約に係る下請契約等に当たって、ア乃至オのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、県が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - ク 本事業契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が適用のある法令等、本事業契約に違反し、又は事業者による本事業契約における表明保証が真実でなく、その違反、不実又は不正により本事業契約の目的を達することができない又は本指定を継続することが適当でないときと県が認めたとき。
- 2 前項において、県が事業者に対してとり得る措置は、以下のとおりとする。
- (1) 県は、事業者に対して書面で通知した上で、本事業契約を解除することができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 3 前項第 1 号の規定により本事業契約を解除する場合又は前項第 3 号の規定により事業者の本事業契約上の地位を第三者に譲渡させる場合において、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、本指定を取消し、又は期間を定めて維持管理業務及び運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができ、それにより事業者に損害、損失又は増加費用が生じても、県はその賠償の責めを負わない。
- 4 県は、第 2 項第 1 号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。
- 5 第 2 項第 1 号により県により本事業契約が解除された場合、事業者は、県が支払うべきサービス対価（維持管理・運営費相当分）の 100 分の 1 に相当する違約金を、県の指定する期間内に、県に対して支払わなければならない。さらに、県が被った損害の額が上記違約金の額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。
- 6 第 3 項により、事業者が指定管理者として行う維持管理業務又は運営業務の一部が終了した場合、事業者は、県が支払うべき当該事業年度のサービス対価（維持管理・運営費相当分）（但し、当該終了にかかる業務に相当する部分に限る。）の 100 分の 10 に相当する違約金を、県の指定する期間内に、県に対して支払わなければならない。さらに、県が被った損害の額が上記違約金の
-

額を超過する場合、県は、かかる超過額について、事業者に損害賠償請求を行うことができる。

- 7 県は、サービス対価（設計・建設費相当分を含む。）の残額と、前2項の違約金及び損害賠償請求権にかかる金額とを、対当額で相殺することができる。この場合、県は、かかる相殺後のサービス対価（設計・建設費相当分を含む。）の残額を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

第74条（本施設引渡し以後の県の責めに帰すべき事由による契約解除等）

- 1 事業者は、本引渡日以後において、県が本事業契約上の重要な義務に違反した場合、事業者は、県に対し、書面で通知の上、当該違反の是正を求めることができる。事業者は、かかる通知が県に到達した日から30日以内に県が当該違反を是正しない場合には、県に対して、さらに書面で通知をした上で、本事業契約の全部を解除することができる。
- 2 県は、前項に基づき本事業契約が解除された場合には、本指定を取り消す。
- 3 県は、第1項の規定による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。
- 4 第1項に基づき本事業契約が解除された場合、県は、事業者に対し、当該解除に伴う合理的な増加費用及び損害を負担する。この場合においても、県は、サービス対価（設計・建設費相当分）の残額を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。

第75条（本施設引渡し以後の法令等の変更による契約解除等）

- 1 本引渡日以後において、第81条第2項に基づく協議にもかかわらず、本事業契約の締結後における法令等の変更により、県が事業者による本事業の継続を困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために過大な費用を要すると判断した場合、県は、事業者と協議の上、次に定める措置のいずれかをとることができる。
 - (1) 県は、本事業契約を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて維持管理業務及び運営業務の停止を命じることができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 県は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、県は、解除された部分に該当するサービス対価（設計・建設費相当分）の残額を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。又、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については県及び事業者が協議によりこれを決する。

第76条（本施設引渡し以後の不可抗力による契約解除等）

- 1 本引渡日以後において、第83条第2項に基づく協議にもかかわらず、不可抗力にかかる事由が生じた日から60日以内に本事業契約の変更及び増加費用の負担について合意が成立しない場合、県は、同条項にかかわらず、事業者に通知の上、次に掲げる措置のいずれかをとることができる。

-
- (1) 県は、本事業契約の全部又は一部を解除し、かつ、本指定を取り消し又は期間を定めて維持管理業務及び運営業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。
 - (2) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者の株主をして、事業者の全株式を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
 - (3) 県が、本事業を継続することが合理的と判断した場合、事業者をして、事業者の本事業契約上の地位を、法令等に基づき、県が認める条件で、県が承認する第三者へ譲渡させることができる。
- 2 県は、前項第1号による本事業契約の解除後も、本施設の所有権を有する。この場合、県は、解除された部分に該当する未払いのサービス対価を、県の選択により、①経過利息を付した上で解除前の支払スケジュールに従って、又は②一括払いにより支払う。又、事業者がすでに維持管理業務又は運営業務を開始している場合、県は、事業者が維持管理業務又は運営業務を終了させるために要する費用があればその費用を事業者に支払い、それらの支払方法については県及び事業者が協議によりこれを決する。

第4節 本事業契約終了に際しての処置

第77条（本事業契約終了に際しての処置）

- 1 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、当該終了部分にかかる本施設内（事業者のために設けられた控室等を含む。）に事業者が所有又は管理する工事材料、建設業務機械器具、仮設物その他の物件（事業者が使用する第三者の所有又は管理にかかる物件を含む。以下、本条において同じ。）があるときは、当該物件の処置につき県の指示に従わなければならない。
 - 2 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当期間内に当該物件の処置につき県の指示に従わないときは、県は、事業者に代わって当該物件を処分、修復、片付けその他の適当な処置を行うことができる。事業者は、かかる県の処置について異議を申し出ることができず、かつ、県がかかる処置に要した費用を負担する。
 - 3 事業者は、本事業契約の全部又は一部が終了した場合において、その終了事由のいかににかかわらず、直ちに、県に対し、当該終了部分にかかる本施設を維持管理・運営するために必要な、事業者の保有する全ての資料を引き渡さなければならない。なお、事由のいかにを問わず、県は、事業者から本事業において受領した資料を事業者に返還しないものとし、事業者はこれに異議を述べないものとする。
 - 4 事業者は、本事業契約終了時において、県が要求水準書に定める要求水準を満たす状態にて、県に明け渡す。
 - 5 事業者は、本事業契約の終了に当たり、事業契約終了前60日以内に（契約が解除された場合は、解除日から直ちに）、本施設が要求水準書に定める要求水準を満たすことを試験、検査等を実施して確認の上、本施設が本施設の県への明渡しの準備を整え、その旨を県に通知しなければならない。
 - 6 県又は県が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の通知を受けたときは、その通知を受領後10日以内に通知内容の確認を行い、当該確認結果を事業者に通知しなければならない。
 - 7 前項の確認の結果、不備があるものについては、県は、事業者に対して相当の期間を定めて補修若しくは部品・消耗品等の交換を請求し、又はかかる請求に代え若しくはかかる請求とともに損害の賠償を請求することができる。
-

-
- 8 前各項の規定にかかわらず、県が認めた場合には、事業者は要求水準を満たして本施設を継続して使用可能な状態に回復せずに、別途県が定める状態で県に対して本施設を明け渡すことができるものとする。
 - 9 事業者は、本事業契約終了後1年の間、本施設に関して県が要求水準書に記載のある維持管理・運営を行うことに支障が生じた場合には、事業者は自己の負担により改修等必要な対応を行う。ただし、当該支障が生じた原因が自己の維持管理補修等に起因するものでないことを事業者が明らかにした場合にはこの限りでない。
 - 10 事業者は本事業契約終了（契約解除を含む）に際して、県が以後、維持管理・運営を行うために必要なマニュアルその他の県が必要と合理的に認める資料やノウハウを引き継がなければならない。本事業契約終了後1年の間、県から本事業契約期間内の維持管理・運営に関して質問を受けた際には、これに誠実に対応しなければならない。
 - 11 明渡し時のその他の条件は、県及び事業者の協議により定める。
 - 12 事業者は、本事業契約終了後1年間は解散をしてはならない。ただし、第9項及び第10項に定める県に対する必要な対応を行う義務を維持管理企業及び運営企業が引き受けることについて県の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

第78条（終了手続の負担）

- 1 本事業契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用及び事業者の清算に伴う評価損益等については、事業者がこれを負担する。

第5節 モニタリング及び要求水準未達成に関する手続

第79条（モニタリング及び要求水準未達成に関する手続）

- 1 県は、要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙7の規定に基づき、本事業にかかる各業務につきモニタリングを行う。
- 2 モニタリングの結果、事業者による本事業の遂行が要求水準書及び事業者提案を満たさないと県が判断した場合には、県は、別紙7に従って、本事業の各業務につき、必要な措置を行う。
- 3 モニタリングにかかる費用のうち、本事業契約において事業者の義務とされているものを除く他の部分は、これを県の負担とする。
- 4 事業者は、本事業に関し、要求水準書及び事業者提案を満たしていない状況が生じた場合、その理由及び状況並びに対応方針等を直ちに県に対して報告・説明しなければならない。

第7章 表明・保証及び誓約

第80条（事業者による事実の表明・保証及び誓約）

- 1 事業者は、県に対して、本事業契約の締結日現在において、次に掲げる事項が真実かつ正確であり、誤解を避けるために必要な説明に欠けていないことを表明し、保証する。
 - (1) 事業者は、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存続する法人であり、かつ、自己の財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有している。
 - (2) 事業者による本事業契約の締結及び履行は、事業者の目的の範囲内の行為であり、事業者は、
-

本事業契約を締結し、履行することにつき、法令等上及び事業者の社内規則上要求されている一切の手続を履践している。

- (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、事業者に適用のある法令等に違反せず、事業者が当事者であり、事業者が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は事業者に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しない。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある事業者の債務を構成し、本事業契約の規定に従い、事業者に対して執行可能である。
- 2 事業者は、本事業契約に基づくすべての債権債務が消滅するに至るまで、次の事項を県に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 県の事前の承諾なしに、本事業契約上の地位又は本事業契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (3) 前号に定めるほか、県の事前の承諾なしに、本事業に関連して事業者が県との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又はそれらの契約に基づく権利若しくは義務を、第三者に譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
 - (4) 県の事前の承諾なしに、事業者の定款の変更、重要な資産の譲渡、解散、合併、事業譲渡、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為、又は組織変更を行わないこと。
 - (5) 事業者の定款、代表者、役員、主たる事務所の所在地又は商号に変更があった場合、直ちに県に通知すること。

第8章 法令等の変更

第81条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、本事業契約の締結日以降に法令等が変更されたことにより、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能若しくは著しく困難となった場合、又は本件業務につき事業者に合理的な増加費用若しくは損害が発生する場合、その内容の詳細を直ちに県に対して通知しなければならない。県及び事業者は、当該通知以降、本事業契約に基づく自己の義務が、適用のある法令等に違反することとなったときは、当該法令等に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。但し、県及び事業者は、法令等の変更に伴う増加費用及び変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該法令等の変更に対応するために、速やかに本件業務の内容、本引渡予定日及び本事業契約の変更等について協議する。かかる協議にもかかわらず、変更された法令等の公布日から 60 日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、県は、当該法令等の変更に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第82条（法令等の変更による増加費用若しくは損害又は費用減少の扱い）

- 1 法令等の変更により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 8 の定めに従う。
- 2 県は、法令等の変更により事業者に減少費用があると認めるときは、事業者に対してサービス対

価の変更を請求することができる。当該請求がなされた場合、県と事業者は速やかにサービス対価の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、当該請求日から 30 日以内に当該変更について合意が成立しない場合、県は、サービス対価の変更内容を決定し事業者に対して通知するものとし、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第9章 不可抗力

第83条（通知の付与及び協議）

- 1 事業者は、不可抗力により、本施設について、本事業関連書類に従って本件業務を履行することが不可能若しくは著しく困難となった場合、又は、本件業務につき事業者又は第三者に合理的な増加費用若しくは損害が発生する場合、県に対し、その内容の詳細を直ちに通知しなければならない。この場合において、県及び事業者は、当該通知以降、当該不可抗力により履行することが不可能又は著しく困難となった本件業務について、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。但し、県及び事業者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、適切と考える対応手順に則り、早急に対応措置をとり、不可抗力に伴う増加費用及び不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 県が事業者から前項の通知を受領した場合、県及び事業者は、当該不可抗力に対応するために速やかに本施設の設計及び建設、本引渡予定日、並びに本事業契約の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から 60 日以内に本事業契約の変更について合意が成立しない場合、県は、かかる不可抗力に対する対応方法を事業者に対して通知し、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第84条（不可抗力による増加費用・損害又は減少費用の扱い）

- 1 不可抗力により、本件業務につき事業者に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 9 の定めに従う。
- 2 県は、不可抗力により事業者に減少費用があると認めるときは、事業者に対してサービス対価の変更を請求することができる。当該請求がなされた場合、県と事業者は速やかにサービス対価の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、当該請求日から 30 日以内に当該変更について合意が成立しない場合、県は、サービス対価の変更内容を決定し事業者に対して通知するものとし、事業者はこれに従い本事業を継続する。

第85条（不可抗力による第三者に対する損害の扱い）

- 1 不可抗力により、本件業務につき、第三者に損害が発生した場合、当該損害の負担は、別紙 9 の定めに従う。

第10章 その他

第86条（公租公課の負担）

- 1 本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、すべて、事業者の負担とする。県は、事業者に対してサービス対価及びこれに対する消費税相当額（消費税及び地方

消費税をいう。)を支払うほか、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、本事業契約に関連する公租公課については、一切これを負担しない。

第87条（融資団との協議）

- 1 県は、本事業に関し、事業者に融資する融資団との間で、事業者の財務状況に関する融資団から県への情報提供（金融機関の専門的ノウハウを活用した財務モニタリング結果など）に関する事項、一定の重要事項（県が本事業契約に基づき事業者に損害賠償を請求する場合、本事業契約を終了する場合を含む。）についての融資団への通知及び協議、並びに担保権の設定及び実行に関する取扱いについて協議し、その合意内容を、本事業契約とは別途定めることができ、事業者は当該合意に必要な協力を行うものとする。
- 2 事業者は、事業者に融資する融資団からの調査、照会等に対して誠意をもって対応する。

第88条（株主・第三者割り当て）

- 1 事業者は、本事業契約締結後直ちに、事業者の株主をして基本協定書に定める様式及び内容の株主誓約書を、県に対して提出させる。
- 2 事業者は、事業者の株主以外の第三者に対し株式又は新株予約権を割り当てるときは、事前に県の承諾を得なければならない、且つ、かかる場合、事業者は、当該株式又は新株予約権の割当てを受ける者をして、県に対して、速やかに基本協定書に定める様式及び内容の株主誓約書を提出させる。
- 3 事業者は、本事業契約が終了するまでの間、構成企業が事業者の発行済株式総数及び議決権の過半数を保持するようにする。

第89条（財務書類の提出等）

- 1 事業者は、本事業契約の締結日以降、本事業契約の終了に至るまで、各事業年度の最終日より3ヶ月以内に、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の大会社に準じた公認会計士又は監査法人の監査済財務書類（会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）を県に提出し、かつ、県に対して監査報告を行なう。県は当該監査済財務書類を公表することができる。
- 2 県は、事業者が行う指定管理業務の実施について、評価を実施するものとし、その結果を公表する。
- 3 県は、前項の評価の結果、必要と認める場合には、事業者に対して業務の改善等を指示するものとする。
- 4 事業者は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第90条（設計図書及び工事完成図書等の著作権）

- 1 県は、設計図書等及び建築著作物としての本施設について、県の裁量により、これを無償利用する権利及び権限を有する。かかる利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 設計図書等又は本施設が著作権法（昭和45年法律第48号、その後の改正を含む。）第2条第1項第1号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。

3 事業者は、県が設計図書等及び本施設を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（県を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又は行使させてはならない。

(1) 設計図書等及び本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で、県及び県が委託する第三者をして、複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(3) 本施設を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。

(4) 本施設を増築し、改築し、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 事業者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又は行使させてはならない。但し、予め県の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 第2項の著作物にかかる著作権を第三者に譲渡し、又は承継させること。

(2) 設計図書等又は本施設の内容を公表すること。

(3) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

第91条（著作権の侵害の防止）

1 事業者は、その作成する成果物及び関係書類（設計図書等及び本施設を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害するものではないことを県に対して保証する。

2 事業者は、その作成する成果物及び関係書類が第三者の有する著作権等を侵害したときは、これにより第三者に発生した損害を賠償し、又はその他の必要な措置を講ずる。かかる著作権等の侵害に関して、県が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合には、事業者は、県に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

第92条（特許権等の使用）

1 事業者は、第三者の特許権等の知的財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含む。）を負わなければならない。但し、県が指定した工事材料、施工法等で、入札説明書等に特許権等の対象であることが明記されておらず、事業者が特許権等の対象であることを知らなかった場合には、県が責任を負担する。

第93条（秘密保持）

1 県及び事業者は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を、株主、代理人、コンサルタント又は事業者に融資する融資団以外の第三者に漏らしてはならず、且つ、本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。但し、県又は事業者が法令等に基づき開示する場合はこの限りではない。なお、事業者が県に対して本事業契約に基づき提出した文書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第2条第2項に規定する行政文書として同条例の適用を受けるものとする。

第94条（個人情報保護等）

1 事業者は、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号、その後の改正を含む。）、奈良県個人情報保護条例及びその他個人情報の保護に関する全ての関係法令等を遵守し、本事業の

業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実（以下「個人情報」という。）を漏洩してはならない。

- 2 事業者は、奈良県個人情報保護条例及び県の定めるその他個人情報保護に関する基準に合致する個人情報の安全管理体制を維持する。
- 3 事業者は、第三者に対して個人情報の取扱いを委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させなければならない。
- 4 事業者若しくは第三者が前三項の義務に違反したこと、又は、事業者若しくは事業者の使用する第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏洩等の事故が発生したことによって、県が損害を被った場合、事業者は県に対し損害を賠償するとともに、県が必要と考える措置をとらなければならない。

第95条（公契約条例の適用）

- 1 県及び事業者は、本事業契約が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号、その後の改正を含み、以下「公契約条例」という。）第2条第2号に定める「特定公契約」に該当し同条例第8条から第17条までの規定が適用されること、事業者が公契約条例第2条第4号に定める「特定受注者」に該当すること、また事業者から本事業にかかる業務の一部を請け負い又は受託する者が公契約条例第2条第6号に定める「特定下請負者等」に該当することを、それぞれ確認する。
- 2 事業者は、自ら又は本事業にかかる業務の一部を請け負い又は受託する者をして、公契約条例及び奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号、その後の改正を含む。）を遵守させるとともに、別紙10に定める「特定公契約特約条項」に定める内容を履行させなければならない。なお、同別紙中、「受注者」とある箇所は「事業者」に置き換えて適用するものとする。
- 3 前項に定める「特定公契約特約条項」と本事業契約に定める内容が矛盾又は齟齬する場合には、「特定公契約特約条項」の内容が優先するものとする。

第11章 雑則

第96条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、承認、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。なお、県及び事業者は、かかる請求等の宛先を各々相手方に対して別途通知する。
- 2 前項にかかわらず、請求等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。
- 3 本事業契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号、その後の改正を含む。）の定めに従う。
- 4 本事業契約における期間の定めについては、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含む。）及び会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含む。）の定めるところによる。
- 5 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第97条（延滞利息）

- 1 県又は事業者が、本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、未払い額につき延滞日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）に定める履行期日時点における遅延利息の率で計算した額の延滞利息を相手方に支払わなければならない。

第98条（協力義務）

- 1 事業者は、維持管理・運営期間中、本施設の周辺にて実施されることのある公共工事等について県が合理的に必要な協力を求めた場合、県と協議の上、これに協力する。

第99条（疑義についての協議）

- 1 本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、県と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 2 本事業契約において、当事者による協議が予定されている事由が発生した場合、県及び事業者は、速やかに協議の開催に応じなければならない。
- 3 県及び事業者は、本事業に関する協議を行うことを目的として、運営協議会を設置することができる。
- 4 運営協議会の協議事項、出席者、開催手続その他の事項に関する詳細は、県と事業者が協議して定める。

第100条（準拠法）

- 1 本事業契約は、日本国の法令等に準拠し、日本国の法令等に従って解釈する。

第101条（管轄裁判所）

- 1 本事業契約に関する紛争については、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

用語の定義
(第1条関係)

1. 維持管理・運営期間

本事業において本施設の供用開始日から令和27年9月31日まで（但し、本事業契約が解除等によりそれ以前に終了した場合には、当該終了の日）までの期間をいう。

2. 維持管理企業

事業者から直接維持管理業務を受託し又は請け負う者である[事業者名]をいう。

3. 維持管理業務

本件業務のうち本施設の維持管理に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書による。

- (1) 建築物保守管理業務
- (2) 建築設備保守管理業務
- (3) 遊戯施設保守管理業務
- (4) 園路・広場等保守管理
- (5) 什器・備品保守管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 植栽維持管理業務
- (8) 警備業務
- (9) 環境衛生管理業務
- (10) 修繕業務
- (11) 駐車場及び駐輪場管理業務
- (12) 長期修繕計画作成業務
- (13) その他これらを実施する上で必要な関連業務

4. 運営企業

事業者から直接運営業務を受託し又は請け負う者である[事業者名]をいう。

5. 運営業務

本件業務のうち本施設の運営に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書による。

- (1) 開業準備業務
- (2) 利用受付等業務
- (3) 利用料金徴収業務
- (4) 巡回管理等業務
- (5) 遊びの支援業務
- (6) イベント・プログラム運営業務
- (7) プールの監視業務
- (8) プールの水質管理業務
- (9) 広報業務
- (10) 災害時対応業務
- (11) 事業期間終了時の引継業務

(12)その他これらを実施する上で必要な関連業務

(13)自主提案事業

6. 改修対象施設

既存施設のうち、本事業において改修する既存施設の総称をいう。

7. 開庁日

行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号、その後の改正を含む。）に定める行政機関の休日以外の日をいう。

8. 既存施設

事業用地に現存する軟式野球場、雨水貯留池等の既存施設をいう。

9. 基本協定書

本事業に関し、県と代表企業、構成企業及び協力企業との間で令和●年●月●日に締結された基本協定書（その後の変更を含む。）をいう。

10. 供用開始日

本施設が実際に供用開始される日をいう。

11. 供用開始予定日

本施設の供用開始の予定日（維持管理・運営期間の開始予定日）である令和 12 年 10 月 1 日をいう。

12. 協力企業

事業者へ出資せず、事業者から本件業務の一部を直接受託する又は請け負う者であって、優先交渉権者又は落札者の構成企業ではない者をいう。

13. 経過利息

別紙 6 に定める割賦金利の計算に用いる利率に基づき、履行日から支払日までに生じた利息をいう。

14. 建設企業

事業者から直接建設業務を受託し又は請け負う者である[事業者名]をいう。

15. 工事開始日

本工事を開始する日として本日程表において指定された日をいう。

16. 工事監理企業

事業者から直接工事監理業務を受託し又は請け負う者である[事業者名]をいう。

17. 工事監理者

本工事に関し、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号、その後の改正を含む。）第 2 条第 7 項に規定する工事監理をする者をいう。

18. 構成員

優先交渉権者又は落札者を構成する、代表構成企業、構成企業及び協力企業の総称をいう。

19. 構成企業

優先交渉権者又は落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本件業務の一部を直接受託する又は請け負う者をいう。

20. 個別業務

本件業務のうち、設計・建設業務、維持管理業務並びに運營業務のそれぞれ又は総称をいう。

21. サービス対価

本事業契約に基づく事業者の債務履行に対し、県が支払う対価をいう。なお、サービス対価の詳細は、別紙 6 に記載のとおりである。

22. サービス対価（維持管理・運営費相当分）

別紙 6 に定義されるサービス対価のうち維持管理業務の対価及び運営業務の対価（サービス対価 B 及びサービス対価 C として記載されるもの）をいう。

23. サービス対価（設計・建設費相当分）

別紙 6 に定義されるサービス対価のうち設計・建設業務の対価及び割賦金利（サービス対価 A-1、A-2 及びサービス対価 A-3 として記載されるもの）をいう。

24. 事業期間

本事業契約の締結日を開始日とし、理由のいかんを問わず本事業契約が終了した日又は令和 27 年 9 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日とする期間をいう。

25. 事業計画

本日程表及び事業計画書において予定される、本事業にかかる各種業務の実施計画をいう。

26. 事業概要書

事業者の作成による、本件業務の概要を記載した書面であって、本事業契約の末尾に別紙 2 として添付された書面をいう。

27. 事業者提案

提案書類に記載された、本事業にかかる事業者の提案をいう。

28. 事業年度

毎年 4 月 1 日から始まる 1 年間をいう。但し、最初の事業年度は、本事業契約の締結日から令和 11 年 3 月 31 日までをいい、最終の事業年度は事業期間の終了日の属する年度の 4 月 1 日から事業期間の終了日までをいう。

29. 事業用地

要求水準書に示す事業対象範囲にかかる土地であって、本事業に供する土地をいう。

30. 自主提案事業

本事業の目的に合致する範囲において事業者が本施設において実施する事業であって、当該事業より得られる収益を原則として自らの収益とすることができるものとして、別紙 2 で特定された事業をいう。

31. 自主提案施設

自主提案事業のために整備された施設をいう。

32. 指定管理者

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、その後の改正を含む。）第 244 条の 2 第 3 項に定義される指定管理者であって、本施設のうち公の施設に該当する部分にかかる県の条例の規定に基づき、本施設のうちの公の施設の管理にあたる者をいう。

33. 実施設計図書

要求水準書に規定される実施設計図書をいう。

34. 実施方針

令和 7 年 12 月 15 日付まほろば健康パーク整備運営事業実施方針（その後の変更を含む。）をいう。

35. 実施方針等

実施方針及びその付属資料の全体を総称していう。

36. 実施方針等質疑回答

実施方針等に関する質問及び意見に対する県の回答書をいう。

37. 竣工時提出書類

事業者の完成検査及び完了検査の結果を事業者が県へ報告するための図書をいう。

38. 設計・建設業務

本件業務のうち本施設の設計及び建設に関する以下の業務を総称していい、詳細は要求水準書による。

- (1) 事前調査業務
- (2) 設計業務
- (3) 建設業務
- (4) 既存施設改修等業務
- (5) 工事監理業務
- (6) 什器・備品の調達設置
- (7) 近隣対応・周辺対策業務
- (8) 各種許認可申請等の手続業務
- (9) 中間・竣工検査及び引き渡し業務
- (10) その他これらを実施する上で必要な関連業務

39. 設計・建設費

サービス対価 A-1 に相当する金額及びサービス対価 A-2 に相当する金額（サービス対価 A-3 の割賦金利相当額を除く。）の合計額をいう。

40. 設計及び建設期間

本事業契約の締結日から本引渡予定日までの期間をいう。但し、事業者が本引渡予定日までに本施設を完工できなかった場合には、県が本施設の完工後その引渡を受けた日までの期間をいう。

41. 設計企業

事業者から直接設計及び設計関連業務を受託し又は請け負う者である[事業者名]をいう。

42. 設計図書

実施設計図書、及び本施設についてのその他の設計に関する図書（本事業契約に定める条件に従い設計図書が変更された場合には、当該変更部分を含む。）の総称をいう。

43. 設計図書等

設計図書、工事完成図書、及びその他本事業契約の設計・建設業務に関連して県の要求に基づき作成される一切の書類をいう。

44. 代表企業

構成企業のうち、出資比率が最大のものをいう。

45. 代表構成企業

優先交渉権者又は落札者を構成する企業のうち、事業者に出資する者であって、事業者から本件業務の一部を直接受託する又は請け負う者であり、構成員を代表し、募集手続きを行ったものをいう。

46. 提案書類

落札者が入札手続において県に提出した提案書、県からの質問に対する回答書その他当該応募

者が本事業契約締結までに提出した一切の書類をいう。

47. 統括管理

要求水準書に示される統括責任者に対する要求事項を総称していう。

48. 統括責任者

第 16 条第 1 項に基づき事業者が設置する統括責任者をいう。

49. 入札説明書

令和 9 年 3 月●日付まほろば健康パーク整備運営事業 設計建設事業者入札説明書（その後の変更を含む。）をいう。

50. 入札説明書等

入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

51. 入札説明書等質疑回答

入札説明書等に関する質問に対する県の回答書の総称をいう。

52. 備品リスト

本事業関連書類に基づき県が別途定める様式の、事業者が作成の上本施設に設置し、県に引き渡すこととされている備品のリストをいう。

53. 不可抗力

暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち経験ある管理者及び事業者側の責任者によっても予見可能な範囲外のもの（本事業関連書類で水準が定められている場合には、その水準を超えるものに限る。）であって、県又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。但し、法令等の変更は、「不可抗力」に含まれない。

54. 法令等

法律、政令、規則、命令、条例、通達、行政指導若しくはガイドライン、又は裁判所の確定判決、決定若しくは命令、仲裁判断、又はその他の公的機関の定める一切の規定、判断若しくはその他の措置を総称する。

55. 募集要項

令和 9 年 3 月●日付まほろば健康パーク整備運営事業 管理運営事業者募集要項（その後の変更を含む。）をいう。

56. 募集要項等

募集要項及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、事業者選定基準、様式集など入札公告時に示した資料（その後の変更を含む。）の総称をいう。

57. 募集要項等質疑回答

募集要項等に関する質問に対する県の回答書の総称をいう。

58. 本件業務

本事業において事業者が行う設計・建設業務、維持管理業務並びに運営業務の総称をいう。

59. 本工事

建設業務をいう。

60. 本事業

PFI 法に基づき、県が特定事業として選定したまほろば健康パーク整備運営事業をいう。

61. 本事業関連書類

入札説明書等、入札説明書等質疑回答、実施方針等（但し、入札説明書等において変更されたものは変更後の内容とする。）、実施方針等質疑回答、基本協定書及び提案書類の総称をいう。

62. 本事業契約の締結日

本事業契約の仮契約が奈良県議会の議決を経て本契約となった日をいう。

63. 本施設

要求水準書に示される公園施設の総称をいう。

64. 本指定

事業者を、本施設の指定管理者として指定することをいう。

65. 本条例

本施設の設置、利用、管理及び指定管理者に関する基本的な事項を定める奈良県立都市公園条例（昭和 35 年 3 月 31 日奈良県条例第 11 号、その後の改正を含む。）並びに同条例に付随・関連する規則その他の細則（同条例に基づきなされる本事業に係る県の議決を含む。）の総称をいう。

66. 本日程表

別紙 3 記載の本事業にかかる日程表をいう。

67. 本引渡日

本施設が実際に県に引き渡された日をいう。

68. 本引渡予定日

令和 12 年 7 月●日又は本事業契約に従い変更されたその他の日をいう。

69. モニタリング

要求水準書及び事業者提案に適合した本事業の遂行を確保するため、別紙 7 の規定に基づき、本件業務につき行われる各種の調査及び確認をいう。

70. 優先交渉権者

本事業の実施に関して、管理運営事業者の公募手続きにより選定された複数の企業からなる共同企業体をいう。

71. 要求水準

本事業において事業者が実施する業務に関して県が要求するサービスの水準であって、要求水準書及びこれに付随する文書において示された業務の基準をいう。なお、提案書類に記載された性能又は水準が、要求水準書に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度において、提案書類に記載された性能又は水準が要求水準となる。

72. 要求水準書

本事業に関し令和 9 年 3 月●日に入札説明書とともに公表された要求水準書をいう。

73. 落札者

本事業の実施に関して、設計建設事業者の入札手続きにより選定された複数の企業からなる共同企業体をいう。

74. PFI 法

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、その後の改正を含む。）をいう。

事業概要書
(第3条関係)

【要求水準書及び事業者提案に従い作成する。】

本日程表
(第4条関係)

(全体)

1. 本事業契約締結日 議会の議決の日
2. 本事業契約終了日 令和27年9月末日

(拡張整備エリア)

1. 設計・建設期間 本事業契約締結日～令和12年7月
2. 工事開始日 令和●年●月●日
3. 完成検査及び開業準備 完成検査：令和12年●月●日まで
開業準備：令和12年●月●日から9月末まで
4. 本引渡予定日 令和12年●月●日
5. 維持管理・運営期間 令和12年●月●日～令和27年9月30日まで

(既存公園エリア)

1. 引継・改修期間 本事業契約締結日～令和11年3月
2. 維持管理・運営期間 令和11年●月●日～令和27年9月30日まで

事業者等が付保する保険
(第 22 条、第 42 条、第 65 条関係)

本事業に関する保険及びその条件は、次のとおりとする。ただし、次に掲げる各条件は最小限度の条件であり、事業者の判断に基づき、更に付保範囲の広い内容とすることを妨げるものではない。

1. 設計及び建設期間の保険

(1) 工事保険（工事内容により、建設工事保険または組立保険または土木工事保険またはこれらの組み合わせによることも差し支えない。）

①保険契約者：事業者又は建設企業

②被保険者：事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材・機器を使用する場合はリース業者を含む）並びに県を含む。

③保険の目的：本工事にかかる工事の目的物（新築、増改築、補修工事を含む）、工事用材料、仮工事、工事用仮設備、建設用機械設備、ただし、工事用仮設備及び建設用機械設備についてはその所有者またはリース業者等が別途付保している場合はこの限りでない。

④保険金額：工事目的物の完成価格（消費税を含む再調達価格）とし、工事用仮設備、建設用機械器具については新調達価格とする。

⑤保険期間：基礎工事着工時から県に対する完成引き渡し時まで

⑥その他保険条件：水災害危険担保条件、地震危険担保条件（ただし、地震保険金額は工事保険金額の1%以上とする）、一部使用火災危険担保条件、県及び県の役職員に対する求償権不行使条件

(2) 請負業者賠償責任保険（上記工事保険契約の特約として「損害賠償責任担保特約条項」を付帯することも差し支えない。）

①保険契約者：事業者又は建設企業

②被保険者：事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者（リース仮設材を使用する場合はリース業者を含む）並びに県を含む。

③保険の内容：本工事（新築、増改築、補修、改修工事を含む）の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、既存施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保

④保険金額：対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上

⑤保険期間：工事着工時から県に対する完成引き渡し時まで

⑥その他保険条件：被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、県の所有・使用又は管理する既存構築物に対する賠償損害担保条件、管理下財物損害担保条件、漏水危険担保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件

(3) 生産物賠償責任保険（毎年ごとの契約更新も差し支えない。）

- ①保険契約者 : 事業者又は建設企業
- ②被保険者 : 事業者、建設企業、設計企業、工事監理企業及びそのすべての下請負・受託業者
- ③保険の内容 : 工事目的物の完成引き渡し後の工事（新築、増・改築、補修工事を含む）の目的物の契約不適合に起因して発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保険金額 : 対人・対物共通で、1事故及び期間通算で2億円以上
- ⑤保険期間 : 工事目的物の県に対する完成引き渡し時から最低2年間の契約不適合期間
- ⑥その他保険条件: クレームメイド(保険求償)条件、対人・対物共通保険金額設定条件

2. 維持管理・運営期間の保険

(1) 請負業者賠償責任保険（本事業契約における維持管理業務及び運営業務等の請負・受託業務遂行に起因する第三者賠償損害を担保するものとし、ビルメンテナンス業者賠償責任損害、警備業者賠償責任損害をもあわせ担保するものとする。）

- ①保険契約者 : 事業者又は維持管理企業若しくは運営企業
- ②被保険者 : 事業者、維持管理企業、運営企業及びそのすべての下請負・受託業者並びに県を含む。
- ③保険の内容 : 本事業契約にかかる維持管理業務及び運営業務等の請負・受託業務の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保険金額 : 対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上
- ⑤保険期間 : 維持管理業務及び運営業務の請負・受託業務の開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新も差し支えない
- ⑥その他保険条件: 被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、既存物件に対する賠償損害担保条件、管理下財物損害担保条件、漏水危険担保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件

(2) 施設管理者賠償責任保険（本事業契約における維持管理・運営業務の対象となる公園施設及び施設内の昇降機設備等の所有、使用、管理・運営業務遂行に起因する第三者賠償損害を担保する。）

- ①保険契約者 : 事業者または施設維持管理・運営業務再受託企業
- ②被保険者 : 事業者、施設維持管理・運営業務再受託企業およびそのすべての下請負業者、並びに、県を含む。
- ③保険の内容 : 本事業契約にかかる維持管理・運営業務の遂行に伴って発生した第三者（県及び県の役職員、通行者、近隣居住者、施設への来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保険金額 : 対人1名1億円以上、1事故10億円以上、対物1事故5億円以上
- ⑤保険期間 : 施設維持管理・運営業務の開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新も差し支えない。

⑦その他保険条件：被保険者間の交差責任担保条件、すべての被保険者に対する求償権不行使条件、既存物件に対する賠償損害担保条件、漏水危険担保条件、突発的な環境汚染賠償損害担保条件

(3) 生産物賠償責任保険（毎年ごとの契約更新も差し支えない。）

- ①保険契約者　　：事業者又は運営企業
- ②被保険者　　：事業者、運営企業及びそのすべての下請負・受託業者
- ③保険の内容　　：本施設の維持管理・運営期間中、事業者、運営企業又はその下請負・受託業者販売した物品、提供した飲食物の瑕疵に起因する第三者（県及び県の役職員、来場者、見学者等）に対する対人・対物賠償損害を担保
- ④保険金額　　：対人・対物共通で、1事故及び年間通算で2億円以上
- ⑤保険期間　　：運營業務開始時から本事業契約の終了時まで、ただし、保険契約は毎年ごとの契約更新も差し支えない。
- ⑥その他保険条件：クレームメイド(保険求償)条件、対人・対物共通保険金額

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

保証書の様式
(第 36 条関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、まほろば健康パーク整備運営事業（以下「本事業」という。）に関連して、事業者が奈良県（以下「県」という。）との間で締結した令和 10 年 [] 月 [] 日付け事業契約書（以下「本事業契約」という。）に基づいて、事業者が県に対して負担する本保証書第 1 条の債務につき、事業者と連帯して保証する。なお、本保証書において用いられる用語は、本保証書において別途定義された場合を除き、本事業契約において定められる用語と同様の意味を有する。

第 1 条（保証）

保証人は、本事業契約第 36 条第 1 項に基づく契約不適合責任に基づき事業者が県に対して負う債務（以下「主債務」という。）を、事業者と連帯して保証する。

第 2 条（通知義務）

県は、本保証書の差入日以降において、本事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証書の内容は、県による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条（保証債務の履行の請求）

- 1 県は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、県が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から [7] 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。県及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 前項の定めにかかわらず、保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である場合には、保証債務履行請求書を受領した日から [30] 日以内に当該請求に係る保証債務全額の履行を完了しなければならない。

第 4 条（求償権の行使）

保証人は、本事業契約に基づく事業者の県に対する債務が全て履行されるまで、保証人が本保証書に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第 5 条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証書を解約及び撤回することができない。
- 2 本保証書に基づく保証人の義務は、本事業契約に基づく事業者の県に対する債務が全て履行されるか又は消滅した場合、終了するものとする。

第 6 条（管轄裁判所）

本保証書に関するすべての紛争は、奈良地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（準拠法）

本保証書は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈されるものとする。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

保証人：[]

代表取締役 []

サービス対価の構成及び支払い方法
(第 66 条、第 67 条関係)

1. サービス対価の構成

サービス対価は、下表の項目により構成される。

表 サービス対価の構成

区分	内訳	構成される費用の内容
設計・建設業務の対価 (サービス対価 A)	サービス対価 A-1 (一時支払金)	設計・建設業務に係る費用のうち、一時支払金分。 ※一時支払金対象額を年度ごとの出来高に応じて各年度末以降に支払う。
	サービス対価 A-2 (割賦支払金)	次のア、イ及びウの合計額 ア 設計・建設業務に係る費用のうち、一時支払金分を控除して得た額 イ 建中金利、融資組成手数料、割賦元本の消費税相当額、特別目的会社の設立・運営費等、設計・建設に関する初期費用と認められる費用等 ウ 割賦支払に必要な割賦金利
運營業務の対価 (サービス対価 B)	サービス対価 B-1 (開業準備)	運営に係る費用のうち、拡張整備エリアの開業準備に係るもの。
	サービス対価 B-2 (運営)	次のア及びイの合計額のうち、利用料金による回収が困難と見込まれる費用。 ア 運営に係る費用（開業準備、ユーティリティに係るものを除く。） イ 特別目的会社の運営費、法人の利益に対して係る税金、特別目的会社の税引後利益等
	サービス対価 B-3 (ユーティリティ)	運営に係る費用のうち、ユーティリティに係るもの。
維持管理業務の対価 (サービス対価 C)	サービス対価 C (維持管理)	維持管理に係る費用（修繕に係るものを含む。）のうち、利用料金による回収が困難と見込まれる費用。

2. サービス対価の算定方法

(1) サービス対価 A

県は、設計・建設業務に係る対価として、サービス対価 A を年度ごとの出来高に応じて支払う「サービス対価 A-1」と、維持管理・運営開始日から本事業期間の終了までの間割賦で支払う「サービス対価 A-2」に分けて支払う。

1) サービス対価 A-1

サービス対価 A-1（一時支払金）は、国が交付する社会資本整備総合交付金及び同交付金と同額の県単独支出分により支払うものとし、下式により算定する。

ただし、実際に事業者には支払うサービス対価 A-1 は、交付金算定基準や補助単価の変更等に伴い提案時の金額とは異なる場合がある。

なお、事業者は、県の交付金関連資料作成への協力及び各年度出来高検査に協力するものとする。かかる業務に要する費用は事業者の負担とする。

サービス対価 A-1 = 事業者が提案する工事費^{※1} + 初期調達費消費税相当額^{※2}

※1：工事費とは、土木工事、建築工事、各設備工事等の額とする。

(設計建設事業者の公募に係る様式●-●の費目●~●の合計金額)

※2：初期調達費消費税相当額は、設計建設事業者の公募に係る様式●-●の消費税相当額とする。

2) サービス対価 A-2

サービス対価 A-2 は、サービス対価 A から上記サービス対価 A-1 を除いた額とする。

なお、以下に留意すること。

サービス対価 A-2 の支払い条件は、以下の通りとする。

- ・ 割賦手数料は、元利均等払を前提とする支払金利により算定する。
- ・ 支払金利は、基準金利と事業者の提案によるスプレッドの合計とする。
- ・ 基準金利は、引渡し日の 2 銀行営業日前（銀行営業日でない場合は、その前銀行営業日）の Refinitiv（登録商標）より提供されている午前 10 時 30 分現在の東京スワップレファレンスレート（TONA 参照）として JPTSRT0A=RFTB に掲示されている TONA ベース 15 年もの（円/円）金利スワップレートとする。ただし、当該基準金利がマイナスの場合、本事業において「基準金利 0%」と読み替えるものとする。

(2) サービス対価 B

県は、運營業務に係る対価として、拡張整備エリアの開業後に一括で支払う「サービス対価 B-1」と、維持管理・運営開始日から本事業期間の終了までの間割賦で支払う「サービス対価 B-2」及び「サービス対価 B-3」に分けて支払う。

1) サービス対価 B-1

サービス対価 B-1 は、運營業務に要する費用のうち開業準備業務に係るものとして、事業者が提案する金額とする。

2) サービス対価 B-2

サービス対価 B-2 は、運營業務に要する費用（開業準備に係るもの及びユーティリティに係るものを除く。特別目的会社の運営費等を含む。）のうち、利用料金による回収が困難と見込まれるものとして、事業者が提案する金額とする。

3) サービス対価 B-3

サービス対価 B-3 は、運營業務に要する費用のうちユーティリティに係るものとして、事業者が提案する金額とする。

なお、サービス対価 B-3 のうち拡張整備エリアに係るものについては、令和 12 年 10 月分から令和 16 年 9 月分までの 4 か年分は事業者の提案に基づく金額を、令和 16 年 10 月分以降は、令和 12 年 10 月分から令和 15 年 9 月分までの 3 か年分の光熱水費実費に基づき提案金額を改定した額を支払う。

(3) サービス対価 C

県は、維持管理業務に係る対価として、サービス対価 C を維持管理・運営開始日から本事業期間の終了までの間割賦で支払う。

維持管理業務に要する費用（修繕に係るものを含む。なお、既存公園エリアのうち改修工事の対象外である施設については、日常修繕（1 件 400 万円以下のもの）に係る費用は事業者が負担するが、事業者が「善良な管理者の注意義務」を果たした上で、大規模修繕・更新（1 件 400 万円を超えるもの）の必要が発生した場合、費用は県が負担するものとし、協議の上、対応を決定する。）のうち、利用料金による回収が困難と見込まれるものとして、事業者が提案する金額とする。

(4) 留意点

1) サービス対価 B2、C の算定方法

業務に要する費用（見込み）より、施設利用者から得る利用料金収入（見込み）から「2）有料施設に係る費用分担」の表「有料施設に係る費用分担」に示す施設の初期投資額（事業者負担分）への充当額（見込み）を控除した額として、事業者が提案する金額とする（右図参照）。

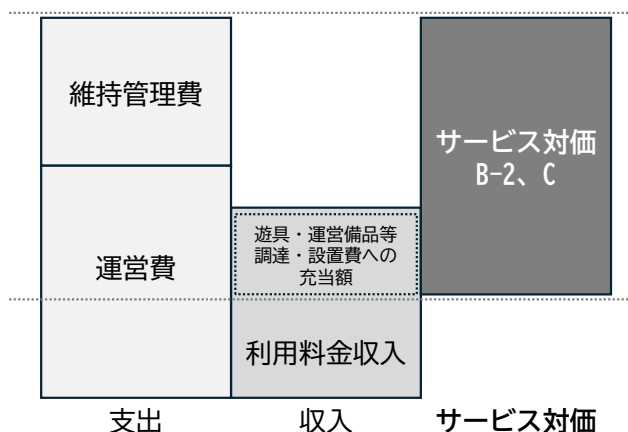


図 サービス対価 B2、C の算定方法

2) 有料施設に係る費用分担

下表に示す有料施設の維持管理・運営については、利用料金収入による独立採算により実施するものとし、県は当該施設の維持管理・運営に係るサービス対価は支払わない。

初期投資については、建築物やインフラ等基盤整備等は県が支払うサービス対価により実施するが、遊具・運営備品等の調達・設置は利用料金収入により充当するものとする。

なお原則として、当該施設単体の利用料金収入によって維持管理・運営に係る費用（遊具・運営備品等の調達・設置費への充当額を含む。）を回収することを想定しているが、回収が困難である場合、他の有料施設（下表に示す施設以外の施設を含む。）の利用料金収入を充当することを妨げない。

表 有料施設に係る費用分担

施設名	初期投資	
	事業者（利用料金収入）	県（サービス対価）
屋内遊戯場	内装、什器・備品、遊具	建築物・建築設備
飲食施設	内装、什器・備品、厨房設備	建築物・建築設備
アウトドアエリア	什器・備品	インフラ等基盤整備
樹林エリア	什器・備品 遊具（フィールドアスレチック）	インフラ等基盤整備 樹枝の剪定

3. サービス対価の支払方法

(1) サービス対価 A

① サービス対価 A-1

事業者は、各年度の出来高検査又は完成検査に合格した後、速やかに請求書を県に対して提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価 A-1 を事業者を支払う。

ただし、サービス対価 A-1 が変更となった場合、サービス対価 A-2 で変更額を調整するとともに、変更後のサービス対価 A-2 に合わせて割賦手数料を調整する。また、サービス対価 A-1 に変更が生じ、金融機関への事務手数料等の追加費用が発生する場合は、県がその追加費用を合理的な範囲で負担する。

② サービス対価 A-2

サービス対価 A-2 は、拡張整備エリアの維持管理・運営開始日から本事業期間の終了までの間、令和 12 年 10 月 1 日以降、年 4 回、計 60 回払いとする。

事業者は、年 4 回（4 月、7 月、10 月、1 月）、請求書を県に提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価を事業者を支払う。

なお、サービス対価 A-2 のうち割賦元本の消費税相当額については、サービス対価 A-1 の支払い時に消費税相当額として一括して事業者を支払う。

表 サービス対価 A-2 の支払対象期間及び支払期限

支払期	支払対象期間	請求書発行期限	支払期限
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月 31 日	請求書受領後 30 日以内
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月 31 日	
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月 31 日	
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月 30 日	

(2) サービス対価 B 及びサービス対価 C

① サービス対価 B-1

事業者は、拡張整備エリアの維持管理・運営開始日以後、速やかに請求書を県に対して提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価 B-1 を事業者を支払う。

② サービス対価 B-2、B-3 及びサービス対価 C

サービス対価 B-2、B-3 及びサービス対価 C は、既存公園エリアの維持管理・運営開始日から本事業期間の終了までの間、令和 11 年 4 月 1 日以降、年 4 回、計 66 回払いとする。

事業者は、県のモニタリング結果の通知を受けたときは、速やかに対象となる四半期（4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回。）に相当する請求書を県に提出すること。県は、当該請求書受領後 30 日以内にサービス対価を事業者を支払う。

表 サービス対価 B-2、B-3 及びサービス対価 C の支払対象期間及び支払期限

支払期	支払対象期間	請求書発行期限	支払期限
第 1 四半期	4 月 1 日から 6 月 30 日	7 月 31 日	請求書受領後 30 日以内
第 2 四半期	7 月 1 日から 9 月 30 日	10 月 31 日	
第 3 四半期	10 月 1 日から 12 月 31 日	1 月 31 日	
第 4 四半期	1 月 1 日から 3 月 31 日	4 月 30 日	

4. サービス対価の改定及び変更

(1) サービス対価 A

①物価変動に伴う改訂

ア 県又は事業者は、施設整備期間内で本契約の効力発生日から 12 か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス対価 A が不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価 A の改定を請求することができる。なお、物価水準の変動による場合は、変動の基準となる指標は、下表のとおりとする。また、サービス対価 A の改定の請求は、本件施設の引渡しの前 3 か月前までに書面により行わなければならない。

表 サービス対価 A の改定の指標

区分	内容
土木工事に係るもの	「建設物価デフレーター（国土交通省）」の「建設総合－土木総合－公共事業－土木 1（除く災害復旧）」
建築工事に係るもの	「建設物価（一般財団法人建設物価調査会発行）」の大阪の建築費指数における「SRC 構造別平均」、「RC 構造別平均」、「S 構造別平均」の工事原価のうち、事業者が提案した構造の建物種類

イ 改定の対象となる費用は、設計費、工事監理費などを除いた、直接工事費及び共通費などの直接工事施工に必要となる経費とする（土木工事、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。ただし、什器・備品等の調達・設置に係る工事は除く。）。

ウ 県又は事業者は、イの規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（サービス対価 A から当該請求時の出来形部分に相応するサービス対価 A を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、サービス対価 A の改定に応じなければならない。なお、サービス対価 A の改定は、入札公告日が属する月に確定している指数と比較して本契約の効力発生日から 12 か月を経過した後に確定している指数の変動が 3 か月継続して 1000 分の 15 を超える場合に限るものとし、改定後のサービス対価 A は以下の計算式に従って算出することとし、指数の改定率等の算定に当たっては小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

〈物価上昇の場合〉

$$\text{変動前残工事代金額} \times \{(1 + \text{物価変動率}) - 0.015\}$$

〈物価下落の場合〉

$$\text{変動前残工事代金額} \times \{(1 + \text{物価変動率}) + 0.015\}$$

また、物価変動率は、以下の計算式に従って算出する。

$$\text{物価変動率} = \alpha - 1$$

$$\alpha : P_t / P_0$$

P_t : 改定の条件を満たす 3 か月の指数の平均値

P_0 : 入札書類の提出日が属する月に確定している指数

エ 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、イに定める指数等やウの規定に基づき県と事業者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日

以内に協議が整わない場合にあっては、県が定め、事業者に通知する。

オ エの協議開始の日については、県が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、県がアの請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、県に通知することができる。

カ アの規定による請求は、本規定によりサービス対価 A の改定を行った後、再度行うことができる。この場合においては、アの「本契約の効力発生日」とあるのは、「直前のエの規定に基づくサービス対価 A の改定の基準とした日」とするものとする。

②金利変動に伴う改訂

本事業期間中に基準金利の改訂は行わない。

(2) サービス対価 B、サービス対価 C

維持管理・運營業務期間中の物価変動に対応して、サービス対価 B 及びサービス対価 C を改定する。なお、サービス対価 B-1 の改定は行わない。

本契約に定めたサービス対価を基準額とし、下表「サービス対価 B、C の改定の指標」の年間平均値（前々年度 10 月 1 日から前年度 9 月 30 日までに公表されている確定値の合計を 12 か月で除した値）に基づき当該年度のサービス対価を改定する。

なお、改定率に小数点第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。見直しの周期は 1 年に 1 回とし、前回改定が行われた時と比べて 1.5% 以上の変動が認められる場合に改定を行う。

計算式は以下の通り。

$$\text{改定後の支払額} : AP_t = AP_x \times (\text{CSPI}_t / \text{CSPI}_x)$$

AP_t = t 年度の各サービス対価

AP_x = 前回改定年度 (x 年度。初回は本契約締結時) の各サービス対価

CSPI_t = t-2 年度 10 月 1 日から t-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

CSPI_x = x-2 年度 10 月 1 日から x-1 年度 9 月 30 日までに公表されている指数の確定値の合計を 12 か月で除した値

※基準年の変更等により、改定に用いる指数の基準年が不一致となった場合には、 CSPI_t で用いる指数と同一基準年の指数で前回改定年度の数値 CSPI_x を算出し直したうえで改定後の支払額を計算する。

表 サービス対価 B、C の改定の指標

区分	内容
サービス対価 B-2	「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」の「実質賃金指数」
サービス対価 B-3	「国内企業物価指数（日本銀行調査統計局）」の「電力・都市ガス・水道」
サービス対価 C	「毎月勤労統計調査（厚生労働省）」の「実質賃金指数」

4. サービス対価の支払額及びスケジュール

サービス対価の支払額は以下の通りとする。（提案により記入する。）

モニタリング及びサービス対価の減額等の基準と方法

(第 67 条、第 79 条関係)

1. 維持管理・運営業務のモニタリング

(1) モニタリングの種類と方法

県と事業者が行う維持管理・運営業務のモニタリングの種類は、下表の通り3種類とする。ただし、県が事業者に対して行うモニタリングの方法についての詳細は、事業者によるサービスの提供の方法に依存するため、本契約の締結後に事業者が策定し県が承認するモニタリング計画書において定める。

表 モニタリングの種類と方法

種類	県が行う業務	事業者が行う業務
①日常モニタリング(セルフモニタリング)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務日誌及び業務水準の確認を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎営業日、自らの責任により日常モニタリングを行う。 ・モニタリング結果に基づき、日報を毎営業日に作成する。 ・作成した日報及び報告事項をとりまとめ、月1回、モニタリング報告書を作成し、県に提出する(②定期モニタリング参照)。ただし、県の求めがあった場合には、適宜、日報等を提出する。 ・本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと判断される事象が生じた場合には、直ちに県に報告し、県の求めに応じて日報等を提出する。
②定期モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が提出するモニタリング報告書に基づき、定期モニタリングを行う。 ・事業者が作成し提出したモニタリング報告書の内容を確認するとともに、施設を巡回し、事前の協議により定めたモニタリング項目に従って、各業務の遂行状況を確認・評価する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回、モニタリング報告書を作成し、県に提出する。 ・県が実施するモニタリングに際し、最大限の協力を行う。 ・県及び事業者が出席する関係者協議会を開催し、日常モニタリング及び定期モニタリングの結果を報告するとともに、苦情等の発生原因についての検討及び意見交換等を行う。
③随時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性が認められるとき(施設利用者等からのクレームがあった時や業務是正勧告を行った場合の確認時及び緊急時等)には、随時モニタリングを実施する。 ・施設巡回、業務監視等を行い、事業者の業務実施状況を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の事項の確認にあたり、県に対して最大限の協力を行う。

なお、業務現場への立ち入り検査に際しては、本契約に別段の定めがある場合を除き、県は事前に事業者を実施日時を通知し、事業者は合理的な理由がない限り、県が通知する実施日時にお

ける立ち入り検査に最大限協力し、また請負人等をして協力させる。

原則として、県は、定期モニタリングについてはモニタリング報告書を受領してから 14 日以内、定期（四半期）モニタリングについては四半期業務報告書を受領してから 14 日以内に行い、事業者へ結果を通知する。随時モニタリングについては、モニタリングの完了から 14 日以内に、県は事業者へ結果を通知する。

(2) モニタリングの結果の分類

県は、モニタリングの結果、維持管理・運營業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）があると判断した場合には、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達）とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

表 要求水準未達の分類

レベル1 是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	レベル2 是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の職員等への対応不備 ・ 業務報告書等提出すべき書類の不備、提出遅延 ・ 県・関係者への報告・連絡不備 ・ 上記以外の要求水準の未達又は事業契約の違反 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の放棄、怠慢 ・ 要求水準を満たさない状態（危険・不衛生・著しい不便・著しい機能不全等）の放置 ・ 災害時等における防災設備等の未稼働 ・ 善管注意義務を怠ったことによる重大な人身事故の発生 ・ 県への連絡を故意に行わない（長期にわたる連絡不通等） ・ 業務計画書への虚偽記載、又は事前の承認を得ない変更 ・ 業務報告書への虚偽記載 ・ 県からの指導・指示に合理的理由無く従わない ・ 本施設の施設、設備等の一部が使用できない

県は、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）が判明してから 7 日以内に当該不履行のレベルを判断し、事業者に対し通知及び是正勧告を行う。

ただし、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の原因が以下のいずれかの事由に該当する場合は、是正勧告を行わない。

- ・ 予め県の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 県の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 県職員又は利用者等の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合
- ・ 第三者の事由（第三者の責による交通事故等）によって、やむを得ず不履行又は不完全履行（要求水準の未達）となった場合（ただし、第三者の事由であることの証明は受注者が行う）。

なお、上記以外の事由が発生した場合、当該事由における基準の分類については、県が事業者の意見を聴取したうえで決定するものとする。

(3) 是正勧告に対する事業者の対応

事業者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内（ただし、土日祝日を除く）に、当該不履行又は不完全履行（要求水準の未達）の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下、「改善計画書」という。）を県に提出し、速やかに改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を県に報告する。

また、改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、県は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。

なお、県は、改善を実行する期日後、業務現場への立入検査を実施し、改善結果を確認し、改善がなされていないと判断した場合、事業者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

2. サービス対価の減額

県は、事業者には是正勧告を行った場合、以下の通り減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、四半期ごとの減額ポイントが一定値に達した場合には、事業者に支払うサービス対価の減額を行う。ただし、不履行が県の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令変更による場合には、減額ポイントを計上しない。

(1) 減額ポイント

「1. (2) モニタリングの結果の分類」のレベルに基づき、下表に記載のポイントを減額ポイントとして適用する。

表 減額ポイント

レベル	減額ポイント
レベル1：是正しなければ軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	3
レベル2：是正しなければ重大な影響を及ぼすことが想定される場合	10

※ 2回目は是正勧告の場合は上記の減額ポイントの2倍、3回目は是正勧告の場合は上記の減額ポイントの3倍を加算し、その後も同様に是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

なお減額の対象となる状態と認められたとしても、以下に該当する場合には減額ポイントを加算しない。

- ・やむを得ない事由により減額対象となる状態が生じた場合で、かつ、事前に県に連絡があった場合。
- ・明らかに事業者の責めに帰さない事由によって減額対象となる状態が生じた場合。

(2) 減額ポイントに応じた減額

サービスの対価の支払に際しては、当該四半期の加算減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び下表に従って、サービス対価の減額の有無及び金額を決定し、減額がある場合には当該支払期日の支払額を事業者に通知する。当該四半期に加算された減額ポイントは、当該期間におけるサービス対価の支払いについてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。

事業者は、減額について異議がある場合には、県に対し書面にて申し立てることができる。減額措置が決定した際に、すでに対象となる期間のサービス対価の支払いが行われている場合には、

算定された減額分を次期のサービス対価より差し引く。

$$\text{減額金額} = (\text{当該四半期のサービス対価 B、C}) \times \text{減額率}$$

表 減額率の計算方法

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%にて固定 ^{※1}	0%
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5%。さらに5ポイントを超えて1ポイント増えるごとに減額率0.5%増加	0.5%～2.5%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3%。さらに10ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1%増加	3%～22%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23%。さらに30ポイントを超えて、1ポイント増えるごとに減額率1.5%増加	23%～36.5%
40ポイント以上	40%にて固定	40%（さらに、当該四半期分のサービス対価の支払停止 ^{※2} ）

※ 支払停止の措置が発生した場合、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった四半期分のサービス対価に、支払停止措置が発生した四半期の減額措置後のサービス対価を加算して支払う。

(3) 合計減額ポイントの連続発生に伴う支払い停止

2 四半期連続して合計減額ポイントが21以上となった場合の措置

- ① 県は、上記(2)に掲げるサービス対価減額の措置に加え、当該連続する2期目の四半期のサービス対価の事業者に対する支払いを停止する。
- ② ①で支払いが停止された後、翌四半期以降で初めて四半期の合計減額ポイントが20ポイント以下となった期に、当該四半期分のサービス対価を支払う。
- ③ 更に、支払停止措置により支払いが停止された減額の措置後のサービス対価を加算して支払う。

法令変更による費用の負担割合
(第 82 条関係)

	県負担割合	事業者負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の 制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更	100%	0%
③ ①乃至②以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、本事業及び本事業類似のサービスを提供する事業に関する事項を直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者若しくは本事業に対して一般的に適用される法律の変更は含まれないものとする。また、上記にかかわらず、自主提案事業に関して法令等の変更により事業者が増加費用が発生した場合は、当該増加費用はすべて事業者の負担とする。

不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合
(第 85 条関係)

1. 設計及び建設期間

設計及び建設期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、設計及び建設期間中における累計で、[設計・建設費]の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、県の負担部分から控除する。

2. 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（維持管理・運営費相当分）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については県が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、県の負担部分から控除する。

3. 自主提案事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により自主提案事業に関して事業者に損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用はすべて事業者が負担する。

特定公契約特約条項

(第 95 条関係)

(総則)

- 第 1 条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本契約の受注者は、本契約が奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成 26 年 10 月奈良県規則第 33 号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第 2 条 受注者は、条例第 6 条第 2 号の規定に基づき、本契約の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1)最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2)健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3)厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4)雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- (5)労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第 3 条 受注者は、条例第 9 条及び施行規則第 7 条の規定に基づき、契約締結後速やかに、特定公契約履行責任者 1 人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第 4 条 受注者は、条例第 10 条及び施行規則第 8 条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。

-
- (1)本契約が条例に規定する特定公契約であること。
 - (2)受注者及び下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
 - (3)特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。
 - 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。
 - 3 奈良県は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。
 - 4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。
 - 5 奈良県及び受注者は、本契約に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
 - 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

第5条 受注者は、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。

- (1)下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - (2)下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本契約に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
 - (3)下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
 - (4)下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
 - (5)下請負者等が、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
 - 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
 - 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本契約の履行について第2条各号
-

に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。

2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。

3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。

2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。

3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。

3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、受注者にその内容を通知するものとする。

-
- 2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第 15 条第 2 項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、第 1 項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
 - 4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。
 - 5 受注者は、第 2 項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第 10 条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本契約の履行完了後 2 年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第 11 条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第 12 条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第 13 条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本契約及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。